

平成30年度

上尾市

環境年次報告書

上尾市

～ 目 次 ～

本編	1
第 1 章 策定趣旨と環境基本計画	
環境年次報告書の策定趣旨	3
環境基本計画の概要と位置づけ	3
第 2 章 施策体系図	
施策体系図	7
第 3 章 施策の展開と評価	
目標 1 やすらぎのあるまちに	10
方針 1-1 自然を守り育てるまち	10
方針 1-2 緑や水辺が身近にあるまち	14
目標 2 清らかで安全なまちに	22
方針 2-1 公害のないまち	22
方針 2-2 美しいまち	30
目標 3 次世代を思いやるまちに	34
方針 3-1 低炭素化に取り組むまち	34
【上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】	
方針 3-2 環境のために行動するまち	44
資料編	49



第1章 策定趣旨と環境基本計画



1. 環境年次報告書の策定趣旨

上尾市環境年次報告書は、第2次上尾市環境基本計画（改訂版）により展開された本市における環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策について、上尾市環境基本条例第10条に基づきまとめた報告書です。

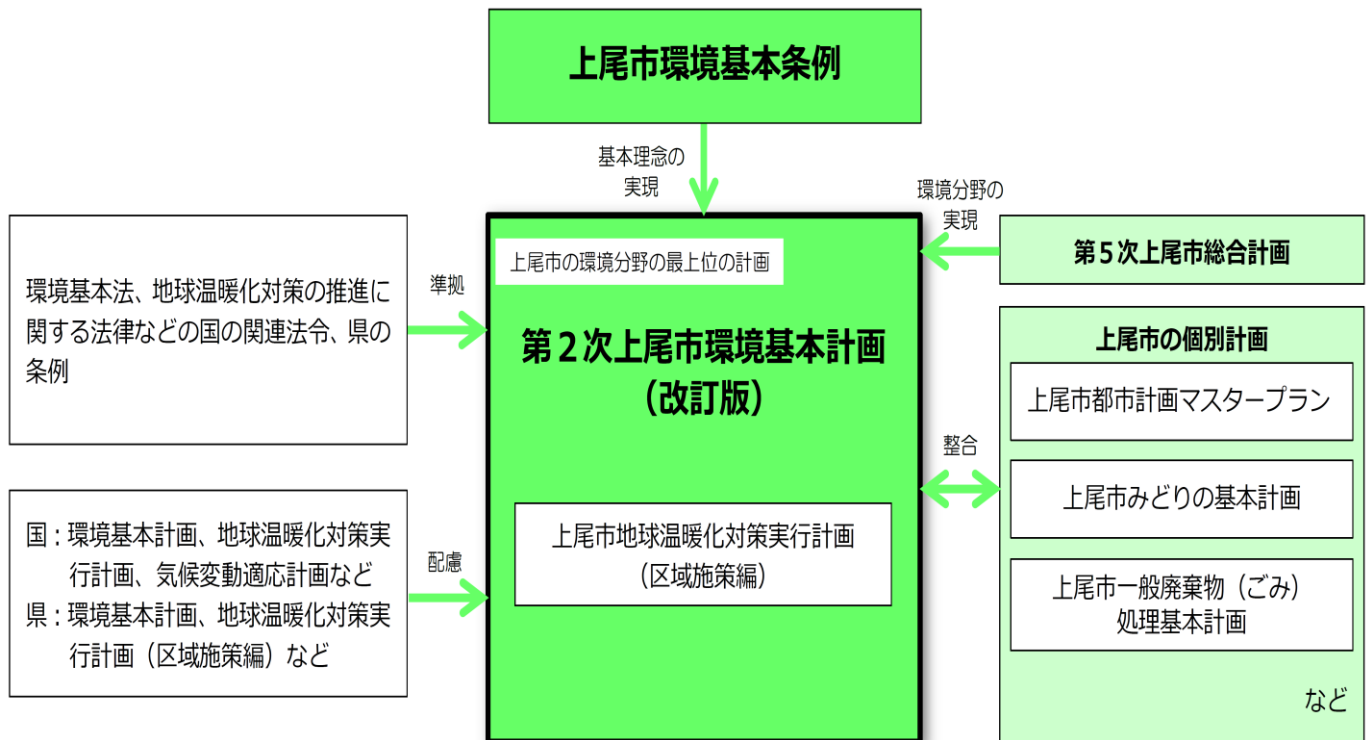
2. 環境基本計画の概要と位置づけ


「第2次上尾市環境基本計画（改訂版）」は、上尾市環境基本条例第8条に基づき策定されたもので、21世紀半ばを展望し、環境に関する市の施策の方向性を示すとともに、市民・事業者が環境保全に取り組むための指針を明示するものです。また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項の規定に基づき、「上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけています。

計画期間は平成28年度から平成32年度までとしています。環境を取り巻く社会経済情勢の変化や新しい科学的知見が得られた場合には柔軟かつ適切に対応していきます。


上尾市では、本計画に基づいて「自然と人が共生する エコタウン・あげお」を目指して各施策に基づく取組について総合的かつ計画的に展開していきます。

第2次上尾市環境基本計画（改訂版）と関連法令・計画

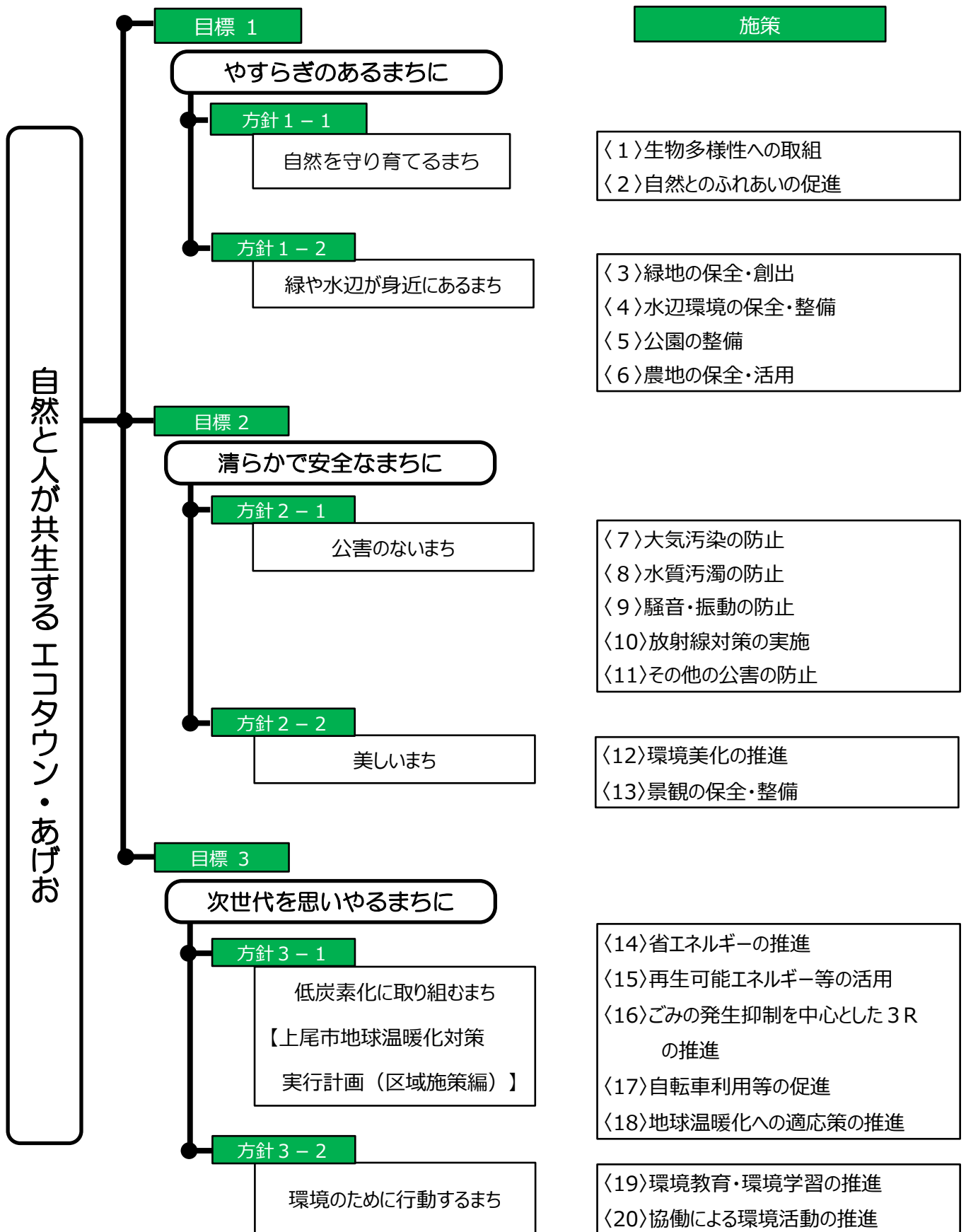




第2章 施策体系図



1. 施策体系図





第3章 施策の展開と評価



目標 1 やすらぎのあるまちに

本市は、大宮台地の上に平地林や斜面林などが点在し、谷地や河川周辺の湿地や池沼など、周辺地域と比較しても豊かな自然環境が残されていましたが、昨今、宅地化が進む中で急速に失われつつあります。加えて、外来生物、特にアライグマの急増は深刻な問題となっており、生態系への悪影響のほか、農作物被害や家屋被害も発生しています。

森林や湿地、農地などは、空気浄化や水源涵養の機能を有するほか、野生生物の生息空間など多様な役割を担っており、この価値ある自然を本来の姿で保全する必要があります。また、自然環境に加え、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりややすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にも繋がるものです。このような自然環境や緑を保全・創出し、それらとふれあう機会を増やしていくことで、やすらぎのあるまちを目指します。

方針 1 - 1 自然を守り育てるまち

生物多様性の保全に向けて、緑地や水辺の改変を最小限にとどめるとともに、動植物の生息域である豊かな自然の維持・向上に向けた取組を展開します。また、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供します。

施策 < 1 > 生物多様性への取組

生物多様性の保全と生態系サービス(※)の持続可能な利用に向けて、生物多様性を「知る」、生き物の生息・生育環境を「守り、育てる」などの施策を展開し、上尾市本来の自然の豊かさを将来の世代に伝えていきます。

環境指標	生物多様性確保の能力を有する緑地の面積 [㎡]				基準値	65,545	→
動植物の生息・生育地の一つである「ふるさとの緑の景観地」の公有地化面積を拡張することで、生物多様性が確保される場所を増大させます。							
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
実績値	65,545	65,545	65,545	-	-		

環境指標	特定外来生物の駆除数 (アライグマ) [頭]				基準値	26	→
地域本来の生物に影響を与える特定外来生物の一種であるアライグマの駆除を進めることで、生態系の保全につながります。							
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
実績値	52 (※)	101	121	-	-		

【基準値】・・・平成26年度実績をもとにした値（第2次上尾市環境基本計画（改定版）中の“実績値”にあたるもの）
 ※特定外来生物の駆除数（アライグマ）[頭]の平成28年度実績値を修正（H31.3.29）

《主な取組》

取組	自然と人との共生につながる生物多様性に関して市民の理解を深めるため、環境イベントにおいて情報発信を行います。（環境政策課）
活動内容	環境推進大会においてパネル展示を行い、生物多様性の重要性について啓発した。また、「あげお子ども記者クラブ（生き物調査）」や「上尾の自然を守るナチュラリスト入門講座」において、外来植物の抜き取り作業に参加してもらうなど、実際に自然保護活動に携わっていただいた。

取組	市内の緑地や動植物を保護するため、緑地保全地区の指定や「ふるさとの緑の景観地」といった緑の公有地化を進めます。（みどり公園課）
活動内容	原市ふるさとの緑の景観地の公有地化の推進を図った。昨年度に引き続き、ふるさと緑の景観地の維持管理を行い、良好なみどりの保全に努めた。

取組	地域本来の生物を保護するため、特定外来生物などによる生態系への被害防止に努めます。（環境政策課・生活環境課）
活動内容	県または市主催のアライグマ捕獲従事者養成研修会に参加または開催し、アライグマ捕獲従事者が前年に比べて112人増加したため、アライグマ捕獲数も増加している。昨年度に引き続き、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、関係各所と協力し、生態系への被害防止に努めている。

《総合評価》

生物多様性については、イベントや環境保護活動を通して、重要性を啓発していく必要があるが、平成30年度は環境活動団体によるパネル展示での情報発信や、「あげお子ども記者クラブ（生き物調査）」・「上尾の自然を守るナチュラリスト入門講座」など、実際に活動に参加していただき、啓発に努めることができた。また、アライグマ捕獲数の増加や、イベントでの特定外来生物・植物の駆除をとおり、生物多様性の保護にもつなげることができた。

(※)【生態系サービス】…人々が生態系から得ることのできる便益のこと。

施策<2>	自然とのふれあいの促進
<p>自然観察会や農業体験といった市民が自然とふれあう機会を増やすため、環境活動の支援や環境イベントの共同開催など、市民団体や事業者との協働により推進します。</p>	

環境指標	自然体験型イベントへの参加者数 [人]	基準値	2,000	→	
<p>自然観察会・農業体験など体験型環境イベントを通して環境への関心を高め、自然とのふれあいを促進します。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	2,053	2,033	1,974	-	-

《主な取組》

取組	<p>市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、自然観察会や農業体験などの体験型環境学習を充実させます。(環境政策課・農政課・みどり公園課)</p>
活動内容	<p>昨年度に引き続き、自然観察会や農業体験教室など体験型環境学習を行い、市民が自然に触れあえる場を提供している。各種イベントについては、広報やホームページで周知を行っている。</p>

取組	<p>市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。(環境政策課)</p>
活動内容	<p>市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動について、広報あげおやメールマガジン「AGECOスタイル～AGEOでECOな暮らし方～」などを通じて周知し、市民に対してPRできるよう支援を行っている。</p>

取組	身近な自然に親しんでもらうため、市内に残された貴重な自然を環境学習の場として活用します（環境政策課）
活動内容	「あげお子ども記者クラブ（生き物調査）」や「上尾の自然を守るナチュラリスト入門講座」など、自然学習の場を提供することができた。

取組	保存樹林の中でも良好な自然環境を形成している箇所を特別緑地に指定し、「ふれあいの森」として市民に開放します。（みどり公園課）
活動内容	「上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例」に基づき特別緑地と指定されたものについては、適切な維持管理を図り、市民開放されたオープンスペースとして充実を図る。

《総合評価》


昨年度に引き続き、関係機関や市民団体、事業者と協働し自然観察会をはじめとする様々な自然と触れ合う場を提供することができた。引き続き、各種情報媒体を使って、各イベントの周知を行い、情報提供も行っていく。また、「ナチュラリスト入門講座」については、参加人数が少なかったため、周知方法など適宜見直しをする必要がある。

方針 1 - 2 緑や水辺が身近にあるまち

市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。
また、農地が環境面において果たす様々な役割に着目し、遊休農地や耕作放棄地を有効に活用することで、その価値を高めていきます。

施策<3> 緑地の保全・創出

身近な緑は、市民に安らぎと憩いの場を提供するとともに、ヒートアイランド現象への対策としても有効です。
市内に残された貴重な緑地を保全するため、緑地保全地区の指定や緑の公有地化を推進するとともに、民間の緑地・樹林の維持管理に協力します。
さらに、計画的な公園の整備や緑化指導により、地域の緑の創出を図ります。

環境指標	開発指導により新たに創出された緑地の面積 [ha]	基準値	0.42		
開発行為に対して緑地の設置を指導することにより、新たな緑地の創出を図ります。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	1.80	2.20	2.67	-	-

「主な取組」

取組	地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹木・保存樹林として指定します。(みどり公園課)
活動内容	「上尾市自然環境保全と緑化推進に関連する条例」に基づき、市内各地区の象徴として守ってきた自然を所有者の同意を得て、保存樹木や保存樹林として指定することにより自然環境の保全を図ってきた。しかし、近年は所有者から「管理困難」との理由により指定件数が減少傾向にあるため、奨励金を支払うことで樹林の保全をサポートする。
取組	ふれあいの森等の緑地を維持管理するため、緑の募金を主体とした「みどりの基金」の適切な運用に努めます。また、公有地化の推進のため、新たな収入源の確保を検討します。(みどり公園課)
活動内容	上尾市ホームページや広報あげおを通して市全体に募金への協力をお願いするとともに、各事務区に協力を仰ぎ実施した家庭募金に加え、庁内においても職場募金を呼びかけた。

※開発指導により新たに創出された緑地の面積 [ha] の平成29年度実績値を修正 (R2.3.9)

取組	「上尾市開発行為における公園および緑地の設置に関する基準」に基づき、事業者が開発行為を行う際には、開発区域の緑化を指導します。（みどり公園課）
活動内容	「上尾市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」に基づき、市内開発区域における面積が500㎡以上の開発行為に対して、緑地の設置を指導してきた。今年度は21件の当該開発行為があり、その都度適切に指導することで、0.47haの新たな緑地の創出につながったと考える。

取組	まちの緑を維持するため、公園の樹木などを適切に管理します。（みどり公園課）
活動内容	公園の数は、区画整理で1か所減ったが、市管理の都市公園とその他公園131か所を効率的に管理するために、公益財団法人上尾市地域振興公社と指定管理を結び、公園の維持管理を図ってきた。引き続き、適切な維持管理のため連携を図っていく。

取組	「工場立地法」に基づき、特定工場の緑地率の向上を目指します。（商工課）
活動内容	市内の特定工場に対し、緑地率向上に向け取り組むように働きかけた。工場立地法における特定工場17社の内、H30年度末時点の届出は1社あり、①敷地面積1,104,844㎡から1,109,524㎡に増加し、②緑地面積133,213㎡から135,115㎡に微増した。結果、敷地面積に対する緑地割合については12.17%であった。

《総合評価》

開発指導により新たに創出された緑地の面積は、順調に増加させることができた。市内緑地の保全については、条例に基づき、保存樹木・樹林にすることのほか、指定管理者との連携など例年に引き続き積極的に取り組んでいるが、新たな緑地の創出については、地権者との調整など解決すべき問題・課題があるものの、事業者への緑地設置の指導など少しずつ出来るところから進めていく。

引き続き、緑地率が低い特定工場（既存事業所）に対しては、駐車場等の重複緑地化等、緑地率を上げるためどのような手法があるのか助言及び指導を行っていく。

施策<4>	水辺環境の保全・整備
<p>河川や農業用排水路などの水辺環境の維持管理を行い、水辺に親しめる場を確保するとともに、水辺の生物が生息・生育できる環境づくりに努めます。</p>	

環境指標	河川における不法投棄の件数 [件]	基準値	4	→	
<p>河川パトロール等による監視により、河川にごみが不法投棄されるのを防ぎ、水辺環境の保全につなげます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	12	6	6	-	-

「主な取組」

取組	<p>生物が生息しやすい水辺環境を作るため、河川の水質改善や水辺空間の再生などに努めます。(河川課)</p>
活動内容	<p>市内3河川(芝川・鴨川・原市沼川)周辺の河川パトロールを毎月実施した。特に、水路点検パトロールを実施して、土砂等が堆積して流下能力の阻害となっている箇所については浚渫を適宜行った。また、安全対策の一環としてフェンス設置工事や水路蓋ズレ止め工事を実施した。今後も、土砂が堆積しやすい箇所や前年度パトロールで要経過観察箇所を重点的にパトロールを行い、適切に市有水路の管理を継続していく。</p>

取組	<p>水辺に親しめるような護岸づくりについて整備方針を立て、段階的に改善・整備します。(河川課)</p>
活動内容	<p>上尾中堀川工事が平成24年度をもって休工となり整備の再開は未定であるが、今後も親水型護岸工事については他事業との調整を図りながら検討していく。</p>

取組	堤防や護岸等の損傷個所の発見や不法投棄の監視のため、河川パトロール等を実施します。(河川課)
活動内容	河川パトロールを毎月実施したことで、損傷個所や不法投棄物等を発見した際には、早期対応することができた。引き続き、河川パトロールを行い、水辺環境の保全に努めていく。

取組	潤いとやすらぎのある景観や環境教育の場を保つため、水田や農業用排水路といった水辺環境を保全・管理します。(農政課)
活動内容	水利組合や環境保全会と協働し、水田、農業用排水路の藻刈り・浚渫・清掃、農道修繕、用水路修繕など、6回の維持管理作業を行った。今後も、適正な維持管理を水利組合および環境保全会と協働で継続して取り組んでいく。

《総合評価》

試験的に平成28年度途中から不法投棄多発箇所に啓発看板を設置したところ、不法投棄数の減少など一定の効果を確認できた。そのため、本年度も同様に啓発看板を設置し、不法投棄数が減ってきていることから抑止効果があったものとする。【啓発看板設置数：平成30年度末現在 4本】一方で、不法投棄物が粗大化しているため河川管理用通路等から投棄されないように他の自治体の先進例について調査し、上尾市でも実施検討をしていくとともに、意識啓発も並行して行っていく。

施策<5>	公園の整備
市民が身近に親しめる公園を整備し、既存公園の改修や協働による維持管理を行います。	

環境指標	都市公園の面積 [ha]	基準値	88	→	
身近に利用できる都市公園の面積を拡大することで、市民の憩いの場、自然とふれ合える場を増やします。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	90	90	91	-	-

《主な取組》

取組	市民の身近な憩いの場を増やすため、土地区画整理事業で確保した用地を新たな公園として整備します。(みどり公園課・市街地整備課)
活動内容	大谷北部第四土地区画整理事業の一環で街区公園として、・ボールパーク（1号）・アスレチックパーク（8号）・もみの木公園（6号）を完成させた。一般的な区画整理事業における公園整備では、事業終盤から終了後に公園整備がなされているが、本地区では事業の進捗に合わせて逐次公園を開園し、住宅地の魅力向上につながっている。

取組	新たな公園を創出するため、空閑地(※)や生産緑地地区の公有地化に努めます。(みどり公園課)
活動内容	本年度は、空閑地の公有化の実績はなかったが、今後も空閑地や生産緑地地区の公有地化に努めていく。

(※)【空閑地】…休耕畑地その他の空き地を市が借り受け、これを効率的に利用することにより、地域環境の保全並びに地域住民の福祉および体育の向上を目的に活用する用地のこと。

取組	市民のニーズにあった公園を整備するため、設計から維持管理まで地域住民の参加を呼びかけます。(みどり公園課)
活動内容	街区公園の整備計画を行うにあたっては、区長をはじめとした地域住民の意見を取り入れ、地域の要望に沿った「ひばり山公園」の整備を行うことができた。

取組	身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度(※)の拡大を図ります。(みどり公園課)
活動内容	事務区やボランティア団体など64公園・44団体に対し、管理協定を締結し報償金を支払うことで、公園の維持管理に努めた。また、今後は、高齢化の進んだ団体もあることから協定内容の見直しを図り、管理体制をより強化していく。

取組	身近で自然とふれあい、学べる場を増やすため、既存公園の改修等を進めます。(みどり公園課)
活動内容	本年度は、市民が公園を利用する際に安全でかつ親しみをもてるよう、老朽化した公園設備等7施設の改修を図り、公園の維持管理を行った。今後も、老朽化の度合いを見ながら優先順位を決め、効率的な改修を行っていく。

《総合評価》

公園整備においては、区画整理事業を通して地域のニーズに合った公園を事業の進捗に合わせて逐次地域住民に開園しているところは良好なまちなみの形成が目に見えてわかり、保留地の売却や建築を促す効果があるということで高く評価できる。また、優先順位を決めて既存公園の改修を効率的に進めることができ、利用者の安全を図ることができている。空閑地の公有地化については地権者との調整が必要であり、また、公園の維持管理については団体の高齢化など解決していくべき課題が多々ある中、地域住民や関係団体との連携をより密にとり、課題解決に向けて努めていく。

(※)【緑のパートナーシップ制度】…公園管理協定に基づき、公園の軽易な管理作業を行う地域の団体等に対し報償金を交付して、良好な都市環境と健全な街づくりを目指す制度のこと。

施策<6>	農地の保全・活用
<p>作物の生産や良好な景観の形成、生物の生息・生育といった多面的な役割を担う農地を保全するため、市民農園の利用を促進するとともに、環境に配慮した自然農法を奨励します。</p>	

環境指標	利用権が設定された農地の面積 [ha]	基準値	58.8	→	
<p>農業者と農地所有者との間で農地貸借等の権利（利用権）が設定された農地面積を拡大することで、新たな耕作放棄地の発生を防止し、農地の保全を図ります。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	46.3	62.5	60.9	-	-

《主な取組》

取組	都市における農地を保全するため、農地所有者への市民農園の開設を呼びかけるとともに、市民への利用促進を図ります。（農政課）
活動内容	上尾市民農園アグリプラザ平塚を適切に運営することで、市民が農業に触れる場を提供し、本年度は259人の利用者があった。また、今後も農地所有者による体験農園の開設を補助することで、市内に体験農園を普及させ、農地の保全につなげていく。

取組	環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めるため、減農薬農法や有機農法などの指導や補助を行います。（農政課）
活動内容	「埼玉県特別栽培農産物認証制度」に基づく計画や、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマー認定に係る申請を目標値を上回る29件受け付け、環境負荷の優しい農業の推進を図った。

取組	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。（農政課）
活動内容	地元住民による環境保全会が実施する維持管理や景観形成等の活動に対し、補助金を交付することで財政的に支援することができた。

取組	地産地消により、地域農業を活性化させるため、直売施設の充実や「あげお朝市」に対する支援、地場産品の学校給食への活用などを推進します。（農政課・学校保健課）
活動内容	上尾市農産物直売所での農産物の販売に加え、「あげお朝市」の定期開催や様々なイベントへの市内農業者の出店を支援することで、市民と地元生産農家が直接顔を合わせられる販売機会を創出し、地産地消の啓発に努めた。また、11月に上尾市産米を使用した小学校の給食を3回提供し、市内の子ども達に対して上尾市産の食材に関する意識を高め、地産地消の啓発につなげた。

取組	遊休農地や耕作放棄地を解消するため、農地パトロールを実施し、利用権設定の促進を図ります。（農政課・農業委員会事務局）
活動内容	農業委員および農地利用最適化推進委員による「農地法」に基づく農地利用状況調査（農地パトロール）を8～10月に実施し、遊休農地や耕作放棄地になった農地については同法に基づき利用意向調査を行った。また、年2回利用権設定の受付期間を設け、希望者に対しては、相談・助言を行うとともに、利用権設定満了時には補助金を交付する財政支援を行った。

《総合評価》

昨年度に引き続き今年度も平方堤外地域において農地中間管理事業を実施し、地元を交えて今後の農地の維持管理方法を話し合ったことにより、地域の中の中心的担い手に農地を利用集積する意向がまとまり、中間管理事業における利用権設定が当該地域の約75%となった

また、市民が農業に親しみ、関心を持つよう市民農園の利用促進や市民と地元生産農家が直接顔を合わせられる機会となる「あげお朝市」の定期開催、上尾市産米を使用した小学校の給食を11月に3回提供するなどの施策を実施しており、農業者への働きかけだけでなく幅広い年代の市民に対して着実に啓発できており、これらの活動が総じて農地の保全につながっていると考える。

目標2 清らかで安全なまちに

大気汚染や河川などの水質汚濁のほか、市街地や住宅地における近隣騒音や悪臭などの都市型・生活型公害は、都市化が進む中で顕在化している課題です。

なかでも、自動車騒音など幹線道路周辺の生活環境については、本市のみならず、広域での対応を必要とする重要な問題となっています。これらの公害問題の解決と防止に取り組み、公害のない清らかなまちを目指すとともに、ごみなどが散乱していない清潔で美しいまちなみの形成を目指します。

方針2-1 公害のないまち

大気・水質・騒音等に係る環境基準を達成し、市民が健康に生活できるような取組を展開します。

また、悪臭や地盤沈下、土壌汚染・地下水汚染のほか、ダイオキシン類や放射線などの情報収集や指導により、公害の発生を防止し、市民の健康が将来にわたって保障されるよう努めます。

施策<7> 大気汚染の防止

大気汚染の原因となる揮発性有機化合物（VOC）や浮遊粒子状物質の発生を抑制するため、市内の大気の状態を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発に努めます。

環境指標	光化学スモッグ注意報の発令回数 [回]	基準値	9	→
------	---------------------	-----	---	---

大気汚染の原因物質の発生抑制により、光化学スモッグの発生を減らすことで、大気汚染による健康被害の低減を図ります。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	1	6	6	-	-

「主な取組」

取組

市内の大気環境を把握するため、市内の観測所で定期的に大気の観測を行うほか、迅速な情報収集や効果的な対策のため県との連携を強化します。（生活環境課）

活動内容

浅間台大公園にある埼玉県の測定局でPM2.5や光化学オキシダント等の大気汚染物質の常時監視を行った。これにより、光化学オキシダント濃度が基準値を超過して注意報が出された際には迅速に対応できるよう体制を整えている。

取組	工場・事業場等による大気汚染を防止するため、ばい煙発生施設やボイラー等を設置している事業者に対し、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。（生活環境課）
活動内容	「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、ばい煙発生施設設置事業所の立入調査を行い、適切な運転のための指導と合わせてリーフレットを配布し意識啓発及び周知を図った。

取組	自動車からのCO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者エコドライブやアイドリングストップの実践を促します。（環境政策課・生活環境課）
活動内容	地球温暖化対策の一環として、アイドリングストップについては20台以上収容可能又は面積500㎡以上の駐車場の設置者・管理者に対し「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、指導することができた。また、環境推進大会のパネル展ではエコドライブの啓発を実施でき、七夕ライトダウンイベント等でエコドライブ等の情報をまとめた「くらしレシピ」を配布して、市民に対してエコドライブについて周知できた。

取組	市内全体での自動車利用を減らし、CO ₂ やその他の排出ガスの抑制につながるよう、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図ります。（交通防犯課）
活動内容	市内循環バス「ぐるっとくん」について、平成28年2月に再編したルートに基く運行、バスロケーションシステムの活用により、利便性の向上に努めた結果、今年度は、468,262人の利用者があった。今後も、市内循環バス及び各種サービスの周知・広報をしていく。

《総合評価》

大気汚染防止のため、有害物質の常時監視については埼玉県と連携しながら監視を継続していく。また、市民へのエコドライブの周知・啓発を引き続き実施していく。

市内循環バス「ぐるっとくん」の利用者については、今年度は前年度比約5.7%も増加することができた（H29年度：443,082人）。今後も自家用車による排出ガス抑制の観点からも、更なる利便性向上・利用者数の増加に努めていく。

施策<8>	水質汚濁の防止
<p>市内の河川や地下水の水質汚濁の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発を実施するなど、水質浄化対策を推進します。</p>	

環境指標	水質汚濁防止法および埼玉県生活環境保全条例に基づく工場・事業場の排水基準の適合率 [%]	基準値	82.3	↗	
<p>工場・事業場への立入検査や指導により、排水基準に適合している工場等の割合を増加させることで、公共用水域の水質保全を図ります。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	91.9	87.9	88.0	-	-

《主な取組》

取組	<p>家庭の生活雑排水による環境負荷を低減するため、市民に生活排水に関する配慮事項を具体的に示し、周知します。（生活環境課）</p>
活動内容	<p>浄化槽維持管理（保守点検、清掃、法定点検）に関するチラシを下水道未整備区域へ回覧し、管理者の浄化槽維持管理に関する意識を向上させることができた。</p>

取組	<p>河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。（生活環境課）</p>
活動内容	<p>市内河川17地点において水質調査を行い、全体的に良好な結果を得た。引き続き定期監視をすることで水質の状況把握に努めていき、異常があった際に迅速に対応できるような体制を整えていく。</p>

取組	河川の水質浄化を行うため、流域の自治体と組織した連絡協議会に参加し、効果的な対策を広域的に取り組みます。（環境政策課・河川課・下水道施設課）
活動内容	綾瀬川清流ルネッサンスや芝川・新芝川水環境改善連絡会など、近隣市との広域的な協議体をもち水質保全対策について、情報共有を行った。

取組	工場・事業場等による水質汚濁を防止するため、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。（生活環境課）
活動内容	「水質汚濁防止法」「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、延べ75件の工場・事業場等に立ち入り検査し、超過項目のあった場所については指導を行った。引き続き水質汚濁防止のため立ち入り検査を実施していく。

取組	河川等の公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備を計画的に進めます。（下水道施設課）
活動内容	下水道供用開始の事前説明を行っている上・大谷本郷地区においては予定通り整備を実施できたが、大谷第二・大谷第四の区画整理地内においては、区画整理事業の進捗に影響される部分もあり、全体の達成率は99.5%と順調に進められている。

《総合評価》

公共下水道全体計画区域外の污水处理施設である合併処理浄化槽の維持管理については、例年に引き続き周知啓発を行いつつ、河川については定期監視および近隣自治体との情報共有を図っている。また、工場・事業場の排水についても監視・指導を行っていることから関係法令に基づく排水基準の適合率に大きく寄与していると評価できる。

市内河川や地下水の水質を適切な状態に維持するために、今後も同様の取組みを継続していくことがなにより重要だと考える。

施策<9>	騒音・振動の防止
<p>騒音・振動の被害を防止するため、市内の道路交通騒音・振動の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、騒音・振動の発生抑制について啓発・指導を行います。</p>	

環境指標	道路騒音・振動にかかる要請限度の達成状況 [%]	基準値	90	↗	
<p>道路騒音・振動にかかる要請限度を超えず基準を達成している割合を向上させることで、騒音・振動の改善に努めます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	100	100	94.4	-	-

≪主な取組≫

取組	市内の道路環境の改善を図るため、騒音・振動測定により道路交通騒音や振動の状況を把握し、補修の必要がある場合には道路管理者に要請します。（生活環境課）
活動内容	年間1回、市内3か所で道路環境における騒音・振動測定を実施し、要請限度を超えている箇所が1か所発生してしまった。

≪総合評価≫

<p>市内3か所で測定を行ったが、平成30年度は要請限度を超えている箇所が1か所発生してしまった。引き続き、道路騒音・振動に係る住環境を適切に把握するため、測定・監視を行っていく。</p> <p>また、生活騒音振動及び事業所からの騒音振動防止を啓発するため、ポスターの窓口掲示及び広報あげおへの記事掲載をしたところ、騒音苦情件数も減少傾向にあることから、一定の効果があると考えます。</p>

施策 <10>	放射線対策の実施
<p>市内の空間放射線量や放射性物質を測定し、測定結果を公表するとともに、基準値を超える放射性物質が検出された場合は、除染等の適切な措置を実施します。</p>	

環境指標	公共施設の放射線量測定か所において基準値を超えている箇所数 [か所]	基準値	0	→	
<p>公共施設における空間放射線測定の定期的な実施により、基準値を超えているか所を0か所に維持することで、放射能による不安や健康被害を防ぎます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	0	0	0	-	-

《主な取組》

取組	市内の学校・保育所・公園等の空間放射線や学校給食食材および農作物の放射性物質を測定し、結果を広く公表します。（生活環境課）
活動内容	計画的に市内の学校・保育所・公園等の空間放射線、及び学校給食・給食食材・農作物についての放射性物質の測定を行い、すべての測定結果について上尾市ホームページに掲載をすることができた。

《総合評価》

<p>学校や保育所等の放射線測定器を配備した施設を除いて定期的に測定しており、全地点で基準値を超えることはなかった。また、学校給食等の放射性物質の測定結果についても誰でもいつでもその結果を確認することが出来るよう、常に上尾市ホームページで公表していることは評価できる。</p>
--

施策<11>	その他の公害の防止				
<p>悪臭、地盤沈下、地下水・土壌汚染等の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、公害防止に向けた啓発・指導を行います。</p>					

環境指標	悪臭にかかる苦情件数 [件]			基準値	8	→
<p>工場・事業場等からの悪臭について、状況を把握し、指導することにより、良好な生活環境の維持に努めます。</p>						
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
実績値	26	26	16	-	-	

環境指標	ダイオキシン類等の環境基準の達成状況（大気） [%]			基準値	100	→
<p>ダイオキシン類について状況把握や排出抑制の指導により、環境基準の達成率を100%に維持することで、汚染による健康被害を防ぎます。</p>						
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
実績値	100	100	100	-	-	

環境指標	アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数 [棟] (500~1000㎡) (※1)			基準値	16	→
<p>アスベストの使用状況把握と分析調査への補助により、アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数を減らすことで、健康被害を防ぎます。</p>						
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
実績値	15 (※2)	0	0	-	-	

※1『アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数』について、対象の情報を追記（H31.3.29）

※2『アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数 [棟]』の平成28年度実績値を修正（H30.7.11）

《主な取組》

取組	市内の工場・事業場等からの悪臭を防止するため、発生状況を把握し、発生源への指導を実施します。（生活環境課）
活動 内容	全ての悪臭に伴う苦情に対し、発生源調査を行い、「悪臭防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき指導することができた。また、広報を通して広く周知することができた。

取組	市内のダイオキシン類の汚染実態を把握するため、大気および河川のダイオキシン類の調査を実施します。（生活環境課）
活動 内容	大気については市内4か所、河川については市内4か所のダイオキシン類測定調査を行った。大気・河川ともに基準値を超過していなかったが、引き続き実態把握に努めていく。

取組	アスベストによる健康被害を防止するため、アスベストを使用している民間建築物の把握と、所有者に対するアスベスト分析調査のための補助を実施します。（建築安全課）
活動 内容	定期報告の届出でアスベスト調査が必要との記載があった物件について、電話によるヒアリングを行ったが、補助金を活用した調査にはつながらなかった。

《総合評価》

市民の生活環境の変化に伴い悪臭に係る苦情も多様化している。そのような中、悪臭に伴う苦情が発生した場合には発生源調査を行い、場合によっては事業者を指導することで状況をいち早く把握し解決できるよう努めてきている。

また、アスベストの対策が行われていない恐れがあった民間建築物(500~1,000㎡以内)について、電話等による聞き取り調査を実施したところ、市で把握しているものとしては、アスベストの囲い込み等の対策が終わっていることが判明した。最終年度（H32年度）から前倒しで目標達成できた上で、さらに追加調査した点は、高く評価できる。

方針 2 - 2 美しいまち

市民一人ひとりが環境美化の意識を高め、まち全体が清潔で良好な生活環境を維持できるような取組を展開します。また、周辺環境と調和のとれた美しいまちなみの形成に向け、景観保全・整備に努めます。

施策<12> 環境美化の推進

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対するモラルを向上し、美しいまちづくりを進めます。

環境指標	クリーン上尾運動(※)のごみ回収量 [t]	基準値	25	→	
環境美化に対するモラルの向上により、ごみの不法投棄やポイ捨て等を減らすことで、ごみのない美しいまちを目指します。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	16	21	18	-	-

「主な取組」

取組	ごみの散乱を防止するため、ごみの分別方法や収集日、リサイクル品の回収日の周知、ごみ散乱防止ネットの設置を指導します。(西貝塚環境センター)
活動内容	ごみ収集カレンダー及びごみ分別表を作成・配布した。また、ごみ集積所において、ごみ散乱防止ネットを186件配布し、カラスなどによる被害対策を講じた。
取組	資源物の持ち去り行為を防止するため、監視パトロールを強化します。(西貝塚環境センター)
活動内容	月に1回(各地区の資源物回収日)資源物の持ち去りを防止するために、パトロールを継続して行うことにより、抑止効果が生じ、資源物の持ち去り防止に貢献できたと考える。

(※)【クリーン上尾運動】…市内に散乱するごみ・空き缶を回収するとともに、清掃活動やリサイクル活動をとおして市民の環境意識の高揚を図るため、関東統一美化キャンペーン実施日(5月30日=ごみゼロの日)を中心に、地区(上尾・平方・原市・大石・上平・大谷・原市団地・尾山台団地・西上尾第一団地・西上尾第二団地)ごとに実施される美化活動。

取組	ごみの適正処理とまちの環境を保全するため、道路・河川などの不法投棄ごみの撤去を行います。（道路課・河川課）
活動内容	市が管理している道路及び河川について、定期的にパトロールを実施した。また、河川については、住民の連絡を基に不法投棄物の撤去を6件行い、不法投棄禁止の多発箇所については立て看板を2件設置した。

取組	路上へのたばこの吸殻の散乱を防止するため、「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、指定された区域内での路上喫煙を禁止します。（生活環境課）
活動内容	昨年度よりJR上尾駅東口の喫煙場所を仮設の喫煙エリアとして運用していたが、一定の効果を得られたため、本年度からJR上尾駅東西口及びJR北上尾駅東西口に白線の枠を設置した。一方、喫煙マナーについては改善する余地があるので、今後も路上喫煙の禁止について、広報等を活用しながら、周知啓発を図っていく。

取組	まちの環境美化を推進し、快適な生活環境を保持するため、空き缶等のポイ捨てやペットの排泄物の放置を防止します。（生活環境課）
活動内容	空き缶のポイ捨てについては、広報等を通して市民に広く周知している。また、野良猫をこれ以上増やさないため、市内の獣医師の協力のもと、昨年度開始した「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援事業」を継続し、野良猫の増加抑制を図った。

《総合評価》

従来から取り組んでいる、ごみ散乱防止ネットの配布や各課パトロールのほか、昨年度から始めた、路上喫煙対策である喫煙エリアの設置、「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援事業」も2年目を迎え、今後も、継続的な環境美化が期待される。

併せて、広報以外の周知方法についても検討し、さらなる啓発に取り組むことで、環境美化に対するモラルの向上を期待する。

施策<13>	景観の保全・整備
<p>良好なまちの景観を形成するため、農地の保全や周囲と調和のとれた建物への誘導を図るとともに、景観を阻害するような違法看板などを撤去します。</p>	

環境指標	街づくり協議会活動を通じ策定した地区計画数 [-]	基準値	3	→	
<p>建築物等の色彩を周囲の環境と調和をとるよう記した地区計画数を増加することで、景観に配慮したまちづくりにつながります。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	3	4	6	-	-

環境指標	違反屋外広告物看板の撤去枚数 [枚]	基準値	9,909	→	
<p>条例に違反した景観を阻害する屋外広告物の除去対策を進めることで、良好なまちの景観づくりに努めます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	10,080	9,591	8,829	-	-

《主な取組》

取組	<p>まちの景観の改善や防災対策のため、優先地域の選定を行い、電線類の地中化について、国や県、電力会社へ要請します。（道路課）</p>
活動内容	<p>西宮下中妻線電線共同溝敷設箇所（上尾西口第3駐車場から主要地方道川越上尾線まで）の歩車道整備を行うため、用地買収を行った。</p>

取組	良好なまちの景観を形成するため、一定規模を超える建築物や工作物の建築等が行われる際は、色彩や形状などを地域の環境と調和のとれたものとするよう指導します。 (都市計画課)
活動内容	「景観法」に基づき、届出審査時に周辺との調和のとれた設計となるよう、10件の協議・助言を行った。今後も引き続き、適切な審査・指導を行っていく。

取組	まちの景観維持のため、「埼玉県屋外広告物条例」に違反した景観を阻害するはり紙や捨て看板等の除去対策を進めます。(道路課)
活動内容	「埼玉県屋外広告物条例」に違反する屋外広告物を撤去するため、年度計画どおり35回の違法看板パトロールを行った。今後も引き続き、まちの景観維持のためパトロールを実施していく。

取組	建築物等の色彩を周囲の環境と調和のとれたものにするため、街づくり推進条例を活用した住民主体のまちづくり活動の支援を通じて、地区計画を策定します。(都市計画課)
活動内容	平成31年3月に住民主体のまちづくり活動の成果として、上平第二地区及び弁財地区において景観に配慮した地区計画を策定した。

「総合評価」

「景観法」に基づく適切な審査・指導および「埼玉県屋外広告物条例」に違反する屋外広告物の撤去のためのパトロールを継続的かつ計画的に行うことで地域環境の調和を図っている点は評価できる。
次年度以降も、良好なまちの景観形成に向け、周辺環境に配慮しながら他地区でも協議会活動の支援を行っていく見込みであることから、着実に事業を実施できていると評価できる。

目標3 次世代を思いやるまちに

地球温暖化をはじめとする環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、普段の私たちのライフスタイルを見直し、変えるだけでも、その解決に繋がるものです。

私たち一人ひとりが、自らの生活の場としての地域を地球規模の視野でとらえることのできる、いわば「地球市民」としての感覚を身に付け、環境に配慮した生活や経済活動を実践することが求められています。

このような観点において、美しい地球と環境の恵みを将来に継承することを目指し、省資源や省エネルギーをはじめ、再生可能エネルギーの導入・拡充など、地球環境問題の解決のための取組や、低炭素社会および循環型社会の構築を進めていきます。

方針 3-1 低炭素化に取り組むまち【上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

省エネルギー活動の実践、再生可能エネルギーの導入、3Rの推進など、市や地域でできる地球温暖化対策に、市民・事業者・行政が一体となって取り組みます。また、温暖化による被害を軽減するため、適応策を推進します。

施策<14> 省エネルギーの推進

CO₂排出量の削減に向けて、日常的な省エネルギー活動を継続させつつ、家庭や事業所における省エネ診断、エコチューニング等の活用を促進するなど、地域全体で省エネルギー活動を実践していきます。

また、市役所も一事業者として、「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、CO₂排出量の削減に向けた取組を実施します。

環境指標	市内のCO ₂ 排出量 [千 t-CO ₂]				基準値	1,038	→
地域全体で省エネルギー活動に取り組むことで、市内のCO ₂ 排出量を削減し、地球温暖化の緩和に努めます。							
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
実績値 (※)	890.1	- (H31年度以降に集計可)	- (R2年度以降に集計可)	-	-		

環境指標	市の公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量 [t-CO ₂]				基準値	18,798	→
市が「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づいた取組を推進することで、公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量を削減し、一事業者として地球温暖化の緩和に努めます。							
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
実績値 (※)	16,997	17,867	18,469	-	-		

(※) 施策<14>の実績値については、当該年度のその翌々年度に埼玉県が公表する「埼玉県温室効果ガス排出量推計報告書」に基づいているため、おおむね2年のタイムラグが生じる。

《主な取組》

～市民向け～

取組	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、市民に向けて自然エネルギー・省エネルギー型設備等の情報提供を行い、設備更新を促します。（環境政策課）
活動内容	昨年度に引き続き、広報への掲載や、環境推進大会での啓発チラシの配布を行うとともに、新たに環境パネル展においても啓発チラシの配布を行った。 「省エネ対策推進奨励金」や「省エネ住宅改修補助金」について周知し、多くの市民に利用してもらったことで、家庭部門における設備更新によるエネルギー削減を進めることができた。

取組	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、個人住宅への自然エネルギー・省エネルギー型設備等の導入および省エネリフォーム工事の実施に対して補助します。（環境政策課）
活動内容	広報あげおや各種啓発イベントにおいて、周知活動を行ったことで「省エネ対策推進奨励金」と「省エネ住宅改修補助金」とで合わせて259件の補助交付があり、予算もほぼ満額交付することができた。今後も引き続き、市民が使いやすい補助制度になるよう、適宜見直しを加えていく。

～事業者向け～

取組	事業所におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO ₂ 削減・コスト削減を図るため、省エネ診断やエコチューニング等の取組を積極的にPRします。（環境政策課）
活動内容	説明会こそ開催できなかったものの、事業者に対し積極的に働きかけている先進地（川越市）に視察に行った。今後は視察で得た知識や方法を、上尾市にどのように生かせるか検討していく。

取組	「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進し、市の公共施設および事務事業の実施により排出される温室効果ガスの削減を図ります。（環境政策課・関係各課）
活動内容	「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の取組として、「職場計画書の作成」、「内部環境監査」、「庁舎ライトダウン」など積極的に取り組むことができた。

取組	CO ₂ 削減効果の高い電気自動車を普及させるため、電気自動車の購入に対する補助と充電設備の利用を促進します。(環境政策課)
活動内容	電気自動車の普及のため、「上尾市省エネ対策推進奨励金」として電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）の購入補助を行い、EVとPHV合わせて22台分の補助金を交付できた。また、「くらしレシピ」を2つの商業施設に常設することで、幅広く且つ分かりやすく市民に対し啓発することができた。

《総合評価》

省エネルギー推進のため、省エネ活動に対する奨励金や住宅改修補助金について、上尾市ホームページや広報あげお、「くらしレシピ」等の様々な情報媒体のほか、啓発イベントでもチラシを配布し、広く市民に周知することができた。また、上尾市も一事業者として「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、「職員向けの研修」や「職場計画書の作成」、「内部環境監査」など積極的に取り組むことができたことは評価できる。今後も、現在の取り組みの妥当性を適宜見直ししながら、効果的なものについては継続して実施できるよう努めていく。

EV(電気自動車)と PHV(プラグインハイブリッド自動車)

【EV】

電気で走行する車。ガソリンを使用しないため、走行時のCO₂排出量はありません。

【PHV】

コンセントから直接充電できる機能を持ったハイブリッド自動車のこと。電気を使い切ると、そのままハイブリッド自動車として走行します。

電気自動車は、ガソリンや軽油より安価なため、ランニングコストを抑えられます。また、国や自治体の補助金の交付や税制優遇が受けられます。

100km走行した場合の燃料費の計算例

ガソリン車 730円	EV 260円
------------	---------

※参考：一般社団法人次世代自動車振興センターHP

【上尾市省エネ対策推進奨励金】

上尾市では、EVやPHVを購入した方に対して補助金を交付しています。

①EV(電気自動車)

購入金額の2分の1、上限50,000円

②PHV(プラグインハイブリッド自動車)

購入金額の2分の1、上限30,000円

申請書に必要書類を添付して、環境政策課窓口へ直接申請してください。

【電気自動車急速充電器】

上尾市役所東側駐車場に、電気自動車急速充電器を設置しています。

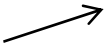
利用時間

平日及び土曜日(閉庁日は除く) 8:30~16:45

利用料金

1回200円(30分)

施策<15>	再生可能エネルギー等の活用
<p>再生可能エネルギーは、化石燃料の使用削減を通じて、地球温暖化防止に貢献するだけでなく、地域分散型のエネルギーとして災害時に活用できます。</p> <p>本市の地域資源を踏まえ、再生可能エネルギー等を積極的に活用していくことで、地球温暖化の防止と災害への備えを両立していきます。</p>	

環境指標	省エネルギー型設備の導入および省エネリフォーム工事等への補助件数 [件]	基準値	381		
<p>省エネルギー型設備の導入や省エネリフォーム工事等を促進することで、家庭からのCO₂排出量を削減し、地球温暖化の緩和に努めます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	335	234	271	-	-

《主な取組》

取組	CO ₂ が排出されないクリーンエネルギーの利用を促進するため、太陽光発電や地中熱ヒートポンプなど再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。（環境政策課）
活動内容	地中熱ヒートポンプについての発信はできなかったが、広報誌やイベントを通して住宅用太陽光発電システムの補助制度について紹介した。今後も様々なメディアを活用した情報発信を検討していく。

《総合評価》

<p>再生可能エネルギーである住宅用太陽光発電システムを含む補助件数については、太陽光発電システムの普及が進み未設置世帯が減ってきている中でも、基準値と同等の補助件数があった。これは、製品自体の低価格化が進んでいることと併せて、多様な媒体を活用した当該補助制度の周知が功を奏していると考えられる。地中熱ヒートポンプシステムについては、まだ設置費用が高額なことなどから普及が進んでいないので、その周知は今後の課題ともいえる。</p> <p>今後も更なる再生可能エネルギーの普及に向けて、引き続き環境啓発イベントや効果的な情報発信を積極的に行っていきたい。</p>
--

施策<16>	ごみの発生抑制を中心とした 3 Rの推進
<p>ごみの排出量を削減することは、市内から発生する温室効果ガスを削減することにもつながります。ごみの発生抑制を推進するため、市民・事業者に対して啓発・指導を行います。</p> <p>また、市民・事業者の自主的な資源回収の取組を支援するとともに、市全体で 3 R（発生抑制・再利用・再資源化）を推進します。</p>	

環境指標	地域リサイクル活動による資源回収量の割合 [%]	基準値	8.3	→	
<p>地域リサイクル活動の活性化により、市全体のごみ量（家庭系ごみ・事業系ごみ）における地域リサイクル活動による資源回収量の割合を増やすことで、ごみの排出抑制・再利用・再資源化につなげ、CO₂排出量の削減を図ります。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	9.4	9.1	9.0	-	-

《主な取組》

取組	家庭ごみの減量化と資源循環のため、ごみの減らし方やリサイクルについての出前講座を実施します。（環境政策課）
活動内容	出前講座では、ごみの減らし方やリサイクルについて、画像やグラフを使って説明し、ごみ減量についてのポイントをわかりやすいように工夫している。平成30年度は、各事務区やPTA等を対象に15回の出前講座を実施した。

取組	生ごみの減量化およびたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等の購入に対して補助します。（環境政策課）
活動内容	家庭用生ごみ処理容器等の購入補助の申請について、広報あげおやメールマガジン、Facebook等を用いて周知や、市内のホームセンター、電気店などの家庭用生ごみ処理容器販売店にチラシの設置を依頼した。平成30年度の申請件数については、31件となり、昨年度より増加している。

取組	建設工事における廃棄物の発生を抑制するため、建築物等に係る分別解体等および再資源化等を適正に実施するよう事業者に指導します。（建築安全課）
活動内容	建設リサイクル法に基づく適正な分別解体や再資源化を促進し、解体現場へのパトロールによる分別解体の指導・監督を行うため、埼玉県と合同で、解体現場のパトロールを5月・10月・12月・2月の計4回行った。その結果、5月の4現場、10月の3現場、12月の3現場、2月の3現場において分別解体が行われていることを確認した。

取組	地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。（環境政策課）
活動内容	平成30年度は、133団体の地域リサイクル事業の実施団体に対して、報奨金、資源物の収集運搬の業務委託などの財政面からの支援を行った。今後も地域リサイクル事業を通して、ごみの減量化や市民へのリサイクル意識の啓発を行う。

取組	使用済み小型電子機器等の適正な処理と資源循環のため、公共施設に回収ボックスを設置して小型家電リサイクルを推進します。（西貝塚環境センター）
活動内容	昨年度より引き続き、市内9か所の公共施設に回収ボックスを設置して、小型家電リサイクルを推進した。平成30年度は28t回収量を得た。

《総合評価》

市民向けには、出前講座を15回実施し、事務区の方やPTAの方に3Rの推進をすることができた。また、小型家電リサイクルの推進や、地域リサイクル団体への支援を行い、ごみの減量化や市民に対してリサイクルの意識づけを行うことができた。事業者向けには、建築工事における廃棄物の適正な処理を推進するため、パトロールを行っているが、適正な処理を行っていることを確認している。

施策<17>	自転車利用等の促進
<p>自動車の利用に伴い排出されるCO₂を抑制するため、自転車を利用しやすい環境の整備や公共交通機関の利便性の向上に努めます。</p>	

環境指標	整備した自転車レーンの長さ [k m]	基準値	2.5	→	
<p>「上尾市自転車ネットワーク計画」に基いて自転車レーンの整備を進めることで、自転車を利用しやすい環境をつくり、自動車の利用に伴うCO₂排出量の削減を図ります。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	4.0	4.5	5.2	-	-

《主な取組》

取組	市民が安全で快適に自転車に乗れるようにするため、自転車の正しい運転方法など交通安全について啓発します。（交通防犯課）
活動内容	4～6月にかけて、市東側小学校の11校を対象に交通安全教室を実施した。また、自転車安全利用指導員への講習会を1回実施した。

取組	歩行および自転車の利用しやすい環境づくりのため、放置自転車対策を進めます。また、処分自転車の再利用により、自転車利用を促進します。（交通防犯課）
活動内容	放置禁止区域に放置された自転車に対し、撤去作業を24回行い、973台撤去した。そのうち、再利用可能な自転車について、214台を埼玉県自転車軽自動車商協同組合上尾支部に譲渡した。

取組	自転車の利用しやすい環境づくりのため、駐輪場・駐輪スペースを公共施設に確保するとともに、事業所・店舗・集合住宅などの開発に対し設置を指導します。（交通防犯課）
活動 内容	集合住宅や店舗等を開発する事業者に対して、駐輪場の設置等の指導を行った。今後も引き続き、開発の相談があった際には、駐輪スペースの確保について指導していく。

取組	市民の自転車利用を促進するため、事業者との協働による計画的・効果的な駐輪場の整備手法を研究します。（交通防犯課）
活動 内容	市民の自転車利用を促進するために、駐輪場の整備手法について、他自治体の先進事例を視察・研究する。

取組	自転車が安全に走ることができる環境整備のため、「上尾市自転車ネットワーク計画」を踏まえ、自転車レーンの整備を進めます。（都市計画課・道路課）
活動 内容	自転車走行ネットワーク計画路線である上尾池袋線を0.7km整備した。警察と協議を行い走行誘導線として整備を進めたことにより、自転車の安全利用の促進効果が期待できる。また、自転車通行帯の整備のため、西宮下中妻線の上尾西口第3駐車場から主要地方道川越上尾線まで自転車通行帯整備箇所の用地買収を行った。

《総合評価》

例年、集合住宅や店舗等を開発する事業者に対して、駐輪場の設置等を指導しているが、昨年度に引き続き今年度も実際に駐輪場の設置につながるという成果をもたらした。また、自転車走行ネットワーク計画路線である上尾池袋線を0.7km整備するとともに西宮下中妻線の上尾西口第3駐車場から主要地方道川越上尾線まで自転車通行帯整備箇所の用地買収を進めており、市民が自転車を利用しやすい環境づくりを着実に推進できている。

一方、ソフト面としての自転車の利用者側への意識啓発についても交通安全教室や放置自転車対策などを継続して実施することで、安全・快適な自転車利用環境の整備を推進している。

施策<18> 地球温暖化への適応策の推進

IPCC 第5次評価報告書によれば、2081年から2100年の世界の平均地上気温は、可能な限りの温暖化対策を施した場合のシナリオでも、1986年から2005年の平均よりも0.3～1.7℃上昇すると予測しており、地球温暖化による影響は避けられない状況になっています。

そのため、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、地球温暖化による影響に対する「適応策」を講じていく必要があります。なかでも、本市での被害が懸念される地球温暖化による影響として、「熱中症」「ゲリラ豪雨等による浸水被害」などへの備えを推進していきます。

環境指標	クールシェア実施箇所数 [か所]				基準値	11	→
市内のCO ₂ 排出量削減につながるクールシェアを実施している公共施設等の箇所数を増やすことで、地球温暖化に適応する取組を推進します。							
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
実績値	26	81	100	-	-		

《主な取組》

取組	ヒートアイランド現象を緩和するため、グリーンカーテンの設置をはじめ、緑化を指導し、まちなかの緑を増やします。(環境政策課・みどり公園課)
活動内容	暮らしのエコ技をまとめたはがきサイズの「AGECO Style 暮らしレシピ」を作成しグリーンカーテンの設置について広く周知を行った。 また、緑の募金緑化事業による交付金により、瓦葺ふれあい広場、上尾市コミュニティセンターの緑化を図った。

取組	夏の暑さをしのぐため、市民や事業者に打ち水、グリーンカーテンなどの暑さ対策を広く呼びかけます。(環境政策課)
活動内容	クールシェアスポットスタンプラリーのオープニングイベントとして、七夕ライトダウンのイベント時に芝浦工業大学と連携し、打ち水・足水の効果を測定し、温暖化対策の啓発を行った。

取組	熱中症予防や家庭の冷房によるエネルギー使用量の削減を図るため、公共施設や市内商業施設等における「クールシェア」の取組を推進します。（環境政策課）
活動内容	<p>昨年度に引き続き「AGECOスタイル～エコでお得なまち歩き～」と題して、クールシェアスポットスタンプラリーを実施。市内の公共施設や事業所をクールシェアスポットとし暑さ対策と省エネの啓発を行った。</p> <p>クールシェアスポットは新規事業者の開拓も行ったことで、規模を拡大し、100か所の設置ができた。今後も商業施設に継続的な協力を求め、事業の継続を図りたい。</p>

取組	ゲリラ豪雨による浸水被害に備えるため、浸水が予想されるエリアや避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進します。（危機管理防災課）
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・課、総合案内及び各支所・出張所の窓口にハザードマップを設置し、地震、水害の危険性について市民への周知に努めた。 ・出前講座等を実施し、指定避難所や指定緊急避難場所等を認知してもらい、市民の防災意識を高めた。（全14回、1308人）

取組	ゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するため、市民や事業者にも雨水浸透ますや雨水貯留タンクの設置を呼びかけるとともに、雨水貯留槽の設置や透水性舗装の整備などによる雨水流出抑制を指導します。（建築安全課・河川課）
活動内容	<p>雨水処理については、建築確認申請時及び建築相談時に必要に応じて雨水浸透枡を設置するよう指導を行った。申請等で提出される図面には雨水浸透枡の設置位置が記載されているものがほとんどであることから、雨水の宅地処理を行うことは周知されていると評価できる。</p> <p>雨水貯留タンク設置については、イベント等でチラシを配布するとともに、新たに市内の住宅展示場にパンフレットを設置し、PRに努めた。</p>

《総合評価》

昨年度に引き続き、クールシェアスポットスタンプラリーを実施し、暑さ対策と商業の活性化という相乗効果を得ることができた。またクールシェアスポットの拡充や、市民・事業者と加えて大学の研究にもつなげる等、積極的に取り組んでいる点は高く評価できる。

他の補助金に関しても、従来の手法だけでなく、申請対象者に関連する住宅展示場に協力いただくという方法も他の参考となるものである。今後も継続して啓発活動を行い、ゲリラ豪雨等の被害対策も含め、関係機関との連携を深めながら様々な角度から地球温暖化適応策を推進していく。

方針 3 - 2 環境のために行動するまち

子どもから大人までが環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていきます。

施策 <19> 環境教育・環境学習の推進

子どもから大人まで全ての世代の環境意識の向上を目指し、環境について学ぶ機会を増やします。そのために、学校や地域などでの環境教育の推進を支援するとともに、次世代の環境活動をけん引する新たな人材の確保と育成を図ります。

環境指標	環境イベントの初参加者数の割合 [%] (※)	基準値	31.7	→	
環境推進大会や環境学習会等のイベントを通して環境への関心を高め、市民の環境意識の全体的な底上げを図ることで、環境教育の推進につなげます。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	70.4	77.7	79.4	-	-

「主な取組」

取組	環境への理解を深めるため、環境教育に必要な資料やパンフレット等を充実させます。 (環境政策課)
活動内容	市民のニーズにあった啓発物を検討するため、上尾市主催事業で3回、上尾市環境推進協議会主催事業で4回アンケートを実施し、ニーズ調査を図った。調査結果をどのように反映させていくか模索していく。

(※) 施策 <19> の環境指標について、平成 27 年度実績をもとに実情にあった指標として再設定したもの

取組	地域における環境学習の機会を増やすため、公民館において市民向けの環境に関する講座を開催します。（環境政策課・生涯学習課）
活動内容	上尾市環境推進協議会の主催事業として、環境先進国のごみ問題やエコライフについて、環境学習会を実施した。 また、公民館主催事業としては、原市公民館で「エコで楽しい食生活」、大石公民館で「環境講座」と題して講座を実施した。

取組	環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取組を支援します。（環境政策課・指導課）
活動内容	例年と同様に、環境推進大会や環境学習会、観察会など定着した環境イベントを開催したほか、東中学校と太平中学校の2校で、地球温暖化対策講座を実施した。

取組	将来にわたって環境活動を継続するため、次世代の環境活動をけん引するリーダーやボランティアなど新たな人材の確保と育成を図ります。（環境政策課・生活環境課）
活動内容	例年どおり、上尾市環境美化推進員に対し、地域の環境美化のリーダーとして活動できるよう研修会を開催した。また、新規事業として、三ツ又沼ビオトープにおいて、自然保全活動や普及活動の人材育成を目的とした「上尾の自然を守るナチュラルリスト入門講座」を開催した。 企業の社員研修の場として、三ツ又沼ビオトープを活用してもらえよう、関係機関と連携しながら、引き続きアプローチしていく。

《総合評価》

上尾市環境推進協議会主催の事業に加え、環境政策課主催の啓発事業により、環境の分野に詳しくない市民でも参加しやすいような内容を企画・実施しており、環境イベントへの初参加者数の増加に大きく貢献している点は高く評価できる。今後もより多くの市民が参加できるよう、開催内容や開催場所等について適宜検討を重ねつつ取り組みを継続していく。一方で、上尾市に残された自然環境の一部には、希少動植物が生息しており広く不特定多数の者に知れ渡ってしまうことで盗掘などの恐れがあり、被害もすでに出ている。その反面、広く公表することで、その場所やそこで活動している保護団体を知ってほしいという想いもある。この両者のバランスについては、それぞれで活動している環境保護団体の意向も確認しながら、慎重に周知啓発を図っていく。

施策 <20>	協働による環境活動の推進
<p>将来の上尾市、将来の地球の環境を守るためには、先人から受け継いできた誇るべき上尾市の環境を守り、育て、次世代へと継承していく必要があります。</p> <p>そのため、市民・事業者・行政がそれぞれ担う役割を認識し、その役割を果たしつつ、協働体制をより強固なものとするこ とで、十分な効果を発揮できるよう協働による環境活動の底上げを図っていきます。</p>	

環境指標	環境保全活動を行う登録団体数 [団体]	基準値	103	→	
<p>環境保全活動を行う登録団体の数を増やすことで、環境活動に取り組む人々の裾野を広げ、市民・事業者・行政の協働による環境活動の推進に努めます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	103	103	101	-	-

《主な取組》

取組	<p>将来にわたって自然が豊かな美しいまちを守るため、市民一人ひとりが日常的な習慣として環境保全行動に取り組めるように、広報やイベントを通じて啓発します。(環境政策課)</p>
活動内容	<p>昨年度に続き、各種環境啓発イベントや出前講座に出向き、直接市民に対する啓発活動を行うことができた。また、メールマガジンを活用した情報発信により、ターゲット層に効果的なアプローチが出来ていると考える。また、出前講座の名称を「AGECO style」としてブランド化・統一化し、さらに内容をより親しみやすいものにしたことから申込み件数が増加傾向にある。</p>

取組	<p>環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。(環境政策課)</p>
活動内容	<p>環境推進大会において、環境推進協議会員による環境パネル展を開催し、出展した会員の情報交換や交流促進につなげた。環境活動団体については、引き続きソフト面からサポートを行っていく。</p>

取組	市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。（生活環境課）
活動内容	市内10か所でクリーン上尾運動（※）を行い、21,301人の参加があった。さらに活動を広めるため、「上尾市環境美化推進員連合会だより」などを活用していく。

《総合評価》

環境啓発イベントや各種情報媒体を用いて、年間を通して一般市民向けに環境についての情報を発信することが出来ている。また、出前講座については、名称を「AGECO style」としてブランド化・統一化し、さらに内容をより親しみやすいものにしたことから、申込み件数が増加傾向にある。このことから、市民が環境について触れる“きっかけ”づくりに大きく貢献していると評価できる。

今後も、上尾市環境推進協議会と環境政策課とで啓発対象とその内容を棲み分けしながら、環境啓発を図っていく。また、今後は後継者育成にも力を入れていく。

地域清掃活動であるクリーン上尾については、例年約20,000人の市民が参加しており、地域に根差した活動となって

＜上尾市環境推進協議会＞

環境推進協議会とは...

環境の保全と創造に関し、会員がそれぞれの役割や能力に応じて自主的な取組を行い、相互に緊密な連携を図りながら協働して環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指すことを目的としています。

主な取組み...

- ▶ 上尾市環境推進大会
環境保護団体の活動報告など
- ▶ 環境学習会
毎年違う内容で開催しています
- ▶ 観察会
さまざまな自然と触れあえます

＜上尾市環境美化推進員連合会＞

上尾市環境美化推進員連合会とは...

上尾市環境美化推進員は、地域住民のリーダーとして、健康で清潔な住み良い街づくりの推進に資するため、事務区長の推薦に基づき市長が委嘱しています。連合会は、環境行政推進のために事業計画の充実を図ることを目的としています。

主な取組み...

- ▶ 地域美化活動の推進
- ▶ ごみ集積所の適正管理の調査・啓発
- ▶ 一般廃棄物（ごみ）の減量化・（資源物の）リサイクルの推進
- ▶ 不法投棄及び収集不適物、資源物持去りの市への通報 など

（※）【クリーンあげお運動】・・・30ページ参照



資料編



目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第21条)

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制(第22条—第26条)

附則

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、生活の利便性や物質的な豊かさが高まる一方で、資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、ひいては、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の美しい自然と豊かな歴史と伝統にはぐまれた私たちの上尾でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、人類共通の財産である。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と地球にやさしい上尾をつくるために、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(3) 環境監査 市が環境の保全及び創造に関して講じた施策について事後的に自ら点検及び評価を行い、その結果を以後の市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に反映させていくことをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、国際的な認識及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造を図るため、その日常生活において環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に主体的に取り組むように努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境への配慮の優先)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るように努めなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、上尾市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(報告書の作成)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境監査の実施)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するため、市が行う環境監査に関し調査研究を行い、その実施に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制措置)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第14条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(財政措置)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第19条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、第18条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制

(総合調整のための体制の整備)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(調査等の体制の整備)

第23条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、測定及び検査の体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第24条 市は、国際的な認識及び協力の下に、国、埼玉県その他の関係機関と連携して、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第25条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との協働)

第26条 市は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

測定値等の集計データ

自動車交通騒音・振動の測定結果

地点名	国道17号線				
測定地点	上尾市上町2-14-19 (青少年センター)				
測定結果		騒音		振動	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
H28	道路端	70	69	56	58
	背後地 (LA95)	51	48	-	-
H29	道路端	69	69	55	55
	背後地 (LA95)	51	48	-	-
H30	道路端	72	71	55	56
	背後地 (LA95)	54	49	-	-

(dB)

(資料：生活環境課)

地点名	上尾道路				
測定地点	上尾市壱丁目117付近				
測定結果		騒音		振動	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
H28	道路端	-	-	-	-
	背後地 (LA95)	-	-	-	-
H29	道路端	-	-	-	-
	背後地 (LA95)	-	-	-	-
H30	道路端	58	53	-	-
	背後地 (LA95)	45	35	-	-

(dB)

(資料：生活環境課)

※平成29年度まで『さいたま栗橋線』を測定していたが、原市ポンプ場の測定終了に伴い、市内の主要道路である上尾道路を今後の定点測定とする。(R2.3.27)

地点名	第二産業道路（主要地方道 さいたま菖蒲線）				
測定地点	上尾市原市4 1 6 9 - 3（原市集会所）				
測定結果		騒音		振動	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
H28	道路端	68	65	46	42
	背後地 (LA95)	48	46	-	-
H29	道路端	69	66	51	44
	背後地 (LA95)	51	46	-	-
H30	道路端	69	66	49	44
	背後地 (LA95)	48	36	-	-

(dB)

(資料：生活環境課)

<基準値など>

要請限度		75	70	65	60
環境基準	道路端	70	65	-	-
	背後地	65	60	-	-

(dB)

(資料：生活環境課)

汚水処理人口普及率の状況

(人)

年度	総人口	公共下水道	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	普通弁槽	改良弁槽	汚水処理人口普及率 (%)
H28	228,124	184,829	15,136	27,262	483	414	87.7
H29	228,387	186,804	14,771	25,966	455	391	88.3
H30	228,539	188,479	14,257	25,019	421	363	88.7

(資料：下水道施設課、生活環境課)

公共施設の放射線測定結果

($\mu\text{Sv}/\text{時}$) : 年平均

年度	上尾市役所 本庁舎	平塚公園	平塚 サッカー場	県立武道館	聖学院大学	健康プラザ わくわくランド
H28	0.067	0.049	0.048	0.063	0.039	0.048
	0.067	0.051	0.047	0.074	0.039	0.051
H29	0.067	0.049	0.048	0.063	0.039	0.048
	0.067	0.051	0.047	0.074	0.039	0.051
H30	0.067	0.049	0.048	0.063	0.039	0.048
	0.067	0.051	0.047	0.074	0.039	0.051

(上段 : 50cm)

(下段 : 地表面)

(資料 : 生活環境課)

($\mu\text{Sv}/\text{時}$) : 年平均

年度	上尾 丸山公園	恵和園	中分 公民館	須ヶ谷 集落センター
H28	0.076	0.047	0.055	0.057
	0.079	0.047	0.056	0.059
H29	0.071	0.043	0.050	0.059
	0.077	0.044	0.054	0.057
H30	0.069	0.045	0.053	0.054
	0.076	0.047	0.053	0.055

(上段 : 50cm)

(下段 : 地表面)

(資料 : 生活環境課)

大気汚染物質の環境基準適合状況

	物質名					
	二酸化硫黄 (SO_2)		二酸化窒素 (NO_2)	浮遊粒子状物質 (SPM)		光化学 オキシダント (O_3)
	1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下であり、かつ 1時間値が0.1ppm以下		1時間値の1日平均 値0.04ppmから 0.06ppmまでの ゾーン内、又はそれ 以下	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1 時間値が0.20mg/m ³ 以下		1時間値が 0.06ppm 以下
	短期	長期 (2%除外値)	長期 (98%値)	短期	長期 (2%除外値)	短期
H28	○	○	○	○	○	×
H29	○	○	○	○	○	×
H30	○	○	○	○	○	×

(資料 : 埼玉県大気汚染常時監視システム)

ダイオキシン類の測定結果

調査対象	大気 ダイオキシン類				(pg-TEQ/m ³)
H30	上尾市上下水道部	原市公民館	大石地区	西貝塚公民館	
春季	—	—	0.013	0.019	
夏季	0.018	0.016	0.013	0.014	
秋季	—	—	0.026	0.023	
冬季	0.025	0.022	0.041	0.035	

(資料：生活環境課)

調査対象	河川水 ダイオキシン類				(pg-TEQ/L)
H30	鴨川 (鴨川富士見親水公園)	芝川 (道三橋)	原市沼川 (柳津橋)	江川 (宮下樋管)	
	0.160	0.31	1.90	0.31	

(資料：生活環境課)

調査対象	西貝塚環境センター煙突				(ng-TEQ/m ³)
H30	1号炉	2号炉	3号炉	平均	
夏季	0.080	0.080	0.130	0.097	
冬季	0.110	0.03	0.047	0.063	

(資料：西貝塚環境センター)

上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）実績報告

二酸化炭素等の排出量

年度	上尾市内のCO ₂ 排出量 (千t-CO ₂) ※		参考：市の公共施設等からの 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	
		基準年度比 (%)		基準年度比 (%)
H17	1,026	(基準年度)	-	-
H26	1,064	103%	18,798	(基準年度)
H27	1,020	99%	18,290	97%
H28	890	86%	16,997	90%
H29	-	-	17,867	95%
H30	-	-	18,310	97%
H31	-	-	-	-
H32	-	-	-	-

(資料：埼玉県、環境政策課)

※「上尾市内のCO₂排出量」は、当該年度のその翌々年度に埼玉県が公表する「埼玉県温室効果ガス排出量推計報告書（以下、県報告書）」に基づいているため、おおむね2年のタイムラグが生じる。また、当該排出量は、最新年度の県報告書が公開される度に過年度の実績値も変更になる。そのため、本市では、当該年度版が発行された際の数値を採用することとした。

省エネ住宅改修補助金

年度	断熱・遮熱塗料		遮熱フィルム		ガラス、外窓、内窓		断熱材	
	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)
H28	31	3,668,000	0	0	1	94,000	12	1,866,000
H29	45	5,122,000	0	0	5	393,000	1	200,000
H30	43	4,735,000	0	0	6	438,000	3	419,000

年度	LED照明		複数 ※		総計	
	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)
H28	0	0	2	208,000	46	5,836,000
H29	1	26,000	1	138,000	53	5,879,000
H30	0	0	3	392,000	55	5,984,000

(資料：環境政策課)

※「複数」は、対象の省エネリフォーム工事を複数実施するもので、単独の省エネリフォーム工事とは区別している。

省エネ対策推進奨励金

年度	太陽光発電システム		太陽熱温水器		水式ソーラーシステム		エネファーム	
	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)
H28	160	5,351,000	0	0	0	0	80	1,600,000
H29	123	4,095,000	0	0	0	0	32	640,000
H30	133	4,386,300	0	0	0	0	21	420,000

年度	ハイブリッド給湯器		電気自動車		プラグインハイブリッド自動		電動バイク	
	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)
H28	6	120,000	12	600,000	6	180,000	1	10,000
H29	0	0	11	505,600	8	240,000	0	0
H30	0	0	11	550,000	11	330,000	0	0

年度	HEMS		グリーンカーテン		総計	
	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)
H28	56	560,000	14	37,900	335	8,458,900
H29	43	430,000	17	39,400	234	5,950,000
H30	28	280,000	12	33,700	216	6,000,000

(資料：環境政策課)

地域リサイクル事業

年度	交付団体数	回収量 (kg)		報奨金 (円)
		新聞紙、雑誌、段ボール		
H28	126	3,743,860		7,438,400
H29	126	3,578,540		7,078,100
H30	126	3,433,050		6,786,800

(資料：環境政策課)

家庭用生ごみ処理容器購入費補助事業

年度	コンポスト・EM式		電気式		総計	
	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)
H28	24	64,800	7	140,000	31	204,800
H29	11	40,800	16	271,100	27	311,900
H30	15	31,800	16	248,400	31	280,200

(資料：環境政策課)



資料編



目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第21条)

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制(第22条—第26条)

附則

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、生活の利便性や物質的な豊かさが高まる一方で、資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、ひいては、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の美しい自然と豊かな歴史と伝統にはぐまれた私たちの上尾でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、人類共通の財産である。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と地球にやさしい上尾をつくるために、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(3) 環境監査 市が環境の保全及び創造に関して講じた施策について事後的に自ら点検及び評価を行い、その結果を以後の市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に反映させていくことをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、国際的な認識及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造を図るため、その日常生活において環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に主体的に取り組むように努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境への配慮の優先)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るように努めなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、上尾市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(報告書の作成)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境監査の実施)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するため、市が行う環境監査に関し調査研究を行い、その実施に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制措置)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第14条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(財政措置)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第19条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、第18条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制

(総合調整のための体制の整備)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(調査等の体制の整備)

第23条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、測定及び検査の体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第24条 市は、国際的な認識及び協力の下に、国、埼玉県その他の関係機関と連携して、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第25条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との協働)

第26条 市は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

測定値等の集計データ

自動車交通騒音・振動の測定結果

地点名		国道17号線			
測定地点		上尾市上町2-14-19 (青少年センター)			
測定結果		騒音		振動	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
H28	道路端	70	69	56	58
	背後地 (LA95)	51	48	-	-
H29	道路端	69	69	55	55
	背後地 (LA95)	51	48	-	-
H30	道路端	72	71	55	56
	背後地 (LA95)	54	49	-	-

(dB)

(資料：生活環境課)

地点名		上尾道路			
測定地点		上尾市壱丁目117付近			
測定結果		騒音		振動	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
H28	道路端	-	-	-	-
	背後地 (LA95)	-	-	-	-
H29	道路端	-	-	-	-
	背後地 (LA95)	-	-	-	-
H30	道路端	58	53	-	-
	背後地 (LA95)	45	35	-	-

(dB)

(資料：生活環境課)

※平成29年度まで『さいたま栗橋線』を測定していたが、原市ポンプ場の測定終了に伴い、市内の主要道路である上尾道路を今後の定点測定とする。(R2.3.27)

地点名	第二産業道路（主要地方道 さいたま菖蒲線）				
測定地点	上尾市原市4 1 6 9 - 3（原市集会所）				
測定結果		騒音		振動	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
H28	道路端	68	65	46	42
	背後地 (LA95)	48	46	-	-
H29	道路端	69	66	51	44
	背後地 (LA95)	51	46	-	-
H30	道路端	69	66	49	44
	背後地 (LA95)	48	36	-	-

(dB)

(資料：生活環境課)

<基準値など>

要請限度		75	70	65	60
環境 基準	道路端	70	65	-	-
	背後地	65	60	-	-

(dB)

(資料：生活環境課)

汚水処理人口普及率の状況

(人)

年度	総人口	公共 下水道	合併処理 浄化槽	単独処理 浄化槽	普通弁槽	改良弁槽	汚水処理人口 普及率 (%)
H28	228,124	184,829	15,136	27,262	483	414	87.7
H29	228,387	186,804	14,771	25,966	455	391	88.3
H30	228,539	188,479	14,257	25,019	421	363	88.7

(資料：下水道施設課、生活環境課)

公共施設の放射線測定結果

($\mu\text{Sv}/\text{時}$) : 年平均

年度	上尾市役所 本庁舎	平塚公園	平塚 サッカー場	県立武道館	聖学院大学	健康プラザ わくわくランド
H28	0.067	0.049	0.048	0.063	0.039	0.048
	0.067	0.051	0.047	0.074	0.039	0.051
H29	0.067	0.049	0.048	0.063	0.039	0.048
	0.067	0.051	0.047	0.074	0.039	0.051
H30	0.067	0.049	0.048	0.063	0.039	0.048
	0.067	0.051	0.047	0.074	0.039	0.051

(上段 : 50cm)

(下段 : 地表面)

(資料 : 生活環境課)

($\mu\text{Sv}/\text{時}$) : 年平均

年度	上尾 丸山公園	恵和園	中分 公民館	須ヶ谷 集落センター
H28	0.076	0.047	0.055	0.057
	0.079	0.047	0.056	0.059
H29	0.071	0.043	0.050	0.059
	0.077	0.044	0.054	0.057
H30	0.069	0.045	0.053	0.054
	0.076	0.047	0.053	0.055

(上段 : 50cm)

(下段 : 地表面)

(資料 : 生活環境課)

大気汚染物質の環境基準適合状況

	物質名					
	二酸化硫黄 (SO_2)		二酸化窒素 (NO_2)	浮遊粒子状物質 (SPM)		光化学 オゾン (O_3)
	1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下であり、かつ 1時間値が0.1ppm以下		1時間値の1日平均 値0.04ppmから 0.06ppmまでの ゾーン内、又はそれ 以下	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1 時間値が0.20mg/m ³ 以下		1時間値が 0.06ppm 以下
	短期	長期 (2%除外値)	長期 (98%値)	短期	長期 (2%除外値)	短期
H28	○	○	○	○	○	×
H29	○	○	○	○	○	×
H30	○	○	○	○	○	×

(資料 : 埼玉県大気汚染常時監視システム)

ダイオキシン類の測定結果

調査対象	大気 ダイオキシン類				(pg-TEQ/m ³)
H30	上尾市上下水道部	原市公民館	大石地区	西貝塚公民館	
春季	—	—	0.013	0.019	
夏季	0.018	0.016	0.013	0.014	
秋季	—	—	0.026	0.023	
冬季	0.025	0.022	0.041	0.035	

(資料：生活環境課)

調査対象	河川水 ダイオキシン類				(pg-TEQ/L)
H30	鴨川 (鴨川富士見親水公園)	芝川 (道三橋)	原市沼川 (柳津橋)	江川 (宮下樋管)	
	0.160	0.31	1.90	0.31	

(資料：生活環境課)

調査対象	西貝塚環境センター煙突				(ng-TEQ/m ³)
H30	1号炉	2号炉	3号炉	平均	
夏季	0.080	0.080	0.130	0.097	
冬季	0.110	0.03	0.047	0.063	

(資料：西貝塚環境センター)

上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）実績報告

二酸化炭素等の排出量

年度	上尾市内のCO ₂ 排出量 (千t-CO ₂) ※		参考：市の公共施設等からの 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	
		基準年度比 (%)		基準年度比 (%)
H17	1,026	(基準年度)	-	-
H26	1,064	103%	18,798	(基準年度)
H27	1,020	99%	18,290	97%
H28	890	86%	16,997	90%
H29	-	-	17,867	95%
H30	-	-	18,310	97%
H31	-	-	-	-
H32	-	-	-	-

(資料：埼玉県、環境政策課)

※「上尾市内のCO₂排出量」は、当該年度のその翌々年度に埼玉県が公表する「埼玉県温室効果ガス排出量推計報告書（以下、県報告書）」に基づいているため、おおむね2年のタイムラグが生じる。また、当該排出量は、最新年度の県報告書が公開される度に過年度の実績値も変更になる。そのため、本市では、当該年度版が発行された際の数値を採用することとした。

省エネ住宅改修補助金

年度	断熱・遮熱塗料		遮熱フィルム		ガラス、外窓、内窓		断熱材	
	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)
H28	31	3,668,000	0	0	1	94,000	12	1,866,000
H29	45	5,122,000	0	0	5	393,000	1	200,000
H30	43	4,735,000	0	0	6	438,000	3	419,000

年度	LED照明		複数 ※		総計	
	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)
H28	0	0	2	208,000	46	5,836,000
H29	1	26,000	1	138,000	53	5,879,000
H30	0	0	3	392,000	55	5,984,000

(資料：環境政策課)

※「複数」は、対象の省エネリフォーム工事を複数実施するもので、単独の省エネリフォーム工事とは区別している。

省エネ対策推進奨励金

年度	太陽光発電システム		太陽熱温水器		水式ソーラーシステム		エネファーム	
	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)
H28	160	5,351,000	0	0	0	0	80	1,600,000
H29	123	4,095,000	0	0	0	0	32	640,000
H30	133	4,386,300	0	0	0	0	21	420,000

年度	ハイブリッド給湯器		電気自動車		プラグインハイブリッド自動		電動バイク	
	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)
H28	6	120,000	12	600,000	6	180,000	1	10,000
H29	0	0	11	505,600	8	240,000	0	0
H30	0	0	11	550,000	11	330,000	0	0

年度	HEMS		グリーンカーテン		総計	
	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)
H28	56	560,000	14	37,900	335	8,458,900
H29	43	430,000	17	39,400	234	5,950,000
H30	28	280,000	12	33,700	216	6,000,000

(資料：環境政策課)

地域リサイクル事業

年度	交付団体数	回収量 (kg)		報奨金 (円)
		新聞紙、雑誌、段ボール		
H28	126	3,743,860		7,438,400
H29	126	3,578,540		7,078,100
H30	126	3,433,050		6,786,800

(資料：環境政策課)

家庭用生ごみ処理容器購入費補助事業

年度	コンポスト・EM式		電気式		総計	
	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)
H28	24	64,800	7	140,000	31	204,800
H29	11	40,800	16	271,100	27	311,900
H30	15	31,800	16	248,400	31	280,200

(資料：環境政策課)

調査地点 ⑩鴨川上流(鴨川中央公園脇)

採取年月日 時刻	分析項目	単位	H30.5.18	H30.8.23	H30.11.8	H31.2.14	平均	環境基準 類型C (鴨川橋下流)
			10:05	9:35	9:50	9:35		
現地測定項目	天候(前日・当日)		曇・晴	晴・晴	晴・曇	曇・晴		
	気温	°C	28.0	32.0	19.0	7.0	21.5	
	水温	°C	20.9	25.3	18.5	7.5	18.1	
	流量	m ³ /sec	0.051	0.011	0.022	0.015	0.025	
	採取位置		流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	>50	>50	>50	>50		
	色相		淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色		
臭気		弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭			
生活環境項目	水素イオン濃度		7.3	7.1	7.3	7.3	7.3	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/L	9.3	5.9	8.2	7.5	7.7	> 5
	生物化学的酸素要求量	mg/L	<0.5	0.9	0.6	1.8	1.1	< 5
	浮遊物質	mg/L	3	9	3	3	4.5	< 50
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L			ND			
	全窒素	mg/L	4.7		4.9		4.8	
	全リン	mg/L	0.05		0.042		0.05	
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003		<0.0003			< 0.01
	シアン	mg/L	ND		ND			検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.001		<0.001			< 0.01
	六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005			< 0.05
	砒素	mg/L	<0.001		<0.001			< 0.01
	総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005			< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/L						< 0.02
	四塩化炭素	mg/L						< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L						< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L						< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L						< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L						< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L						< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/L						< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/L						< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L						< 0.002
	チウラム	mg/L						< 0.006
シマジン	mg/L						< 0.003	
チオベンカルブ	mg/L						< 0.02	
ベンゼン	mg/L						< 0.01	
セレン	mg/L						< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/L			<0.005			
	銅	mg/L			<0.01			
	亜鉛	mg/L	0.007		0.008			
	溶解性鉄	mg/L			0.10			
	溶解性マンガン	mg/L			<0.05			
	クロム	mg/L			<0.01			
フッ素	mg/L			0.020				
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/L	<0.1		<0.1			
	ケルダール窒素	mg/L	0.20		0.14		0.2	
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.012		0.006		0.01	
	硝酸性窒素	mg/L	4.5		4.7		4.6	
	リン酸性リン	mg/L	0.03		0.03		0.03	
	導電率	ms/m	21.000	22.000	23	27.000	23.250	
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.001		<0.01		<0.02		

調査地点 ①鴨川中流(富士見橋)

採取年月日 時刻	分析項目	単位	H30.5.18	H30.8.23	H30.11.8	H31.2.14	平均	環境基準 類型C (鴨川橋下流)
			9:25	9:10	9:10	9:10		
現地測定項目	天候(前日・当日)		曇・晴	晴・晴	晴・曇	曇・晴		
	気温	°C	26.5	31.0	19.0	7.0	20.9	
	水温	°C	20.7	25.6	17.5	8.4	18.1	
	流量	m ³ /sec	0.140	0.049	0.102	0.068	0.090	
	採取位置		流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	>50	>50	>50	>50		
	色相		淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色		
	臭気		弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度		7.3	7.2	7.3	7.4	7.3	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/L	7.3	4.4	6.5	8.0	6.6	> 5
	生物化学的酸素要求量	mg/L	2.7	4.5	2.5	5.0	3.675	< 5
	浮遊物質	mg/L	6	8	4	5	5.75	< 50
	n-ヘキササン抽出物質	mg/L			ND			
	全窒素	mg/L	3.2		3.5		3.4	
	全リン	mg/L	0.20		0.23		0.2	
	健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003		<0.0003		
シアン		mg/L	ND		ND			検出されないこと
鉛		mg/L	<0.001		<0.001			< 0.01
六価クロム		mg/L	<0.005		<0.005			< 0.05
砒素		mg/L	<0.001		<0.001			< 0.01
総水銀		mg/L	<0.0005		<0.0005			< 0.0005
ジクロロメタン		mg/L						< 0.02
四塩化炭素		mg/L						< 0.002
1,2-ジクロロエタン		mg/L						< 0.004
1,1-ジクロロエチレン		mg/L						< 0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L						< 0.04
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L						< 1
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L						< 0.006
トリクロロエチレン		mg/L						< 0.03
テトラクロロエチレン		mg/L						< 0.01
1,3-ジクロロプロペン		mg/L						< 0.002
チウラム		mg/L						< 0.006
シマジン		mg/L						< 0.003
チオベンカルブ		mg/L						< 0.02
ベンゼン		mg/L						< 0.01
セレン	mg/L						< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/L			<0.005			
	銅	mg/L			<0.01			
	亜鉛	mg/L	0.016		0.015			
	溶解性鉄	mg/L			0.4			
	溶解性マンガン	mg/L			0.06			
	クロム	mg/L			<0.01			
	フッ素	mg/L			0.05			
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/L	0.4		0.5		0.5	
	ケルダール窒素	mg/L	0.8		1.00		0.9	
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.062		0.09		0.07	
	硝酸性窒素	mg/L	2.30		2.4		2.4	
	リン酸性リン	mg/L	0.17		0.17		0.17	
	導電率	ms/m	23.000	26.000	25.000	30.000	26.000	
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.01		0.02		0.0		

調査地点 ⑫鴨川下流(山の下橋)

採取年月日			H30.5.18	H30.8.23	H30.11.8	H31.2.14	平均	環境基準 類型C (鴨川橋下流)
時刻			11:55	14:25	12:05	11:25		
分析項目			単位					
現地測定項目	天候(前日・当日)		曇・晴	晴・晴	晴・曇	曇・晴		
	気温	°C	30.5	35.0	21.5	7.0	23.5	
	水温	°C	25.5	29.4	18.1	7.7	20.2	
	流量	m ³ /sec	0.301	0.093	0.105	0.154	0.163	
	採取位置		流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	>50	>50	>50	>50		
	色相		淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色		
	臭気		弱下水臭	無臭	弱下水臭	弱下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度		7.4	7.6	7.4	7.6	7.5	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/L	5.8	5.9	6.5	9.5	6.9	> 5
	生物化学的酸素要求量	mg/L	1.6	2.3	2	4.4	2.575	< 5
	浮遊物質	mg/L	8	6	5	8	6.75	< 50
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L			ND	<0.0003		
	全窒素	mg/L	3.8		3.2		3.5	
	全リン	mg/L	0.32		0.26		0.29	
	ノニフェノール	mg/L			0.00012			
健康項目	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	mg/L			0.013			
	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003			< 0.01
	シアン	mg/L	ND	ND	ND	ND		検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		< 0.01
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		< 0.05
	砒素	mg/L	<0.001	0.001	<0.001	<0.001		< 0.01
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/L			<0.002			< 0.02
	四塩化炭素	mg/L			<0.0002			< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L			<0.0004			< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L			<0.002			< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			<0.004			< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			<0.0005			< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			<0.0006			< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/L			<0.001			< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/L			<0.0005			< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L			<0.0002			< 0.002
	チウラム	mg/L			<0.0006			< 0.006
	シマジン	mg/L			<0.0003			< 0.003
	チオベンカルブ	mg/L			<0.002			< 0.02
	ベンゼン	mg/L			<0.001			< 0.01
	セレン	mg/L			<0.001			< 0.01
	ホウ素	mg/L			<0.02			1
1,4-ジオキサン	mg/L			<0.005			< 0.05	
アルキル水銀	mg/L			ND			検出されないこと	
PCB	mg/L			ND			検出されないこと	
特殊項目	フェノール類	mg/L			<0.005			
	銅	mg/L			<0.01			
	亜鉛	mg/L	0.013		0.013			
	溶解性鉄	mg/L			0.1			
	溶解性マンガン	mg/L			0.05			
	クロム	mg/L			<0.01			
その他の項目	フッ素	mg/L			0.22			
	アンモニア性窒素	mg/L	0.6		0.4		0.5	
	ケルダール窒素	mg/L	1.1		0.88		1.0	
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.16		0.120		0.14	
	硝酸性窒素	mg/L	2.50		2.2		2.4	
	リン酸性リン	mg/L	0.29		0.20		0.25	
	導電率	ms/m	31.000	30.000	32.000	32.000	31.250	
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.01		0.02		0.02	
クロロエチレン	mg/L			<0.0002				
要留意	trans-1,2-ジクロロエテン	mg/L			<0.004			H29まではその他の項目

調査地点 ⑬江川上流(滝ノ宮橋)

採取年月日 時刻	分析項目	単位	H30.5.18	H30.8.23	H30.11.8	H31.2.14	平均	環境基準 類型C (鴨川橋下流)
			10:25	10:00	10:30	10:35		
現地測定項目	天候(前日・当日)		曇・晴	晴・晴	晴・曇	曇・晴		
	気温	℃	29.0	31.5	19.5	6.0	21.5	
	水温	℃	23.4	26.5	18.0	7.5	18.9	
	流量	m ³ /sec	0.245	0.185	0.321	0.115	0.216	
	採取位置		流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	>50	>50	>50	>50		
	色相		淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰色	淡灰黄色		
臭気		弱下水臭	無臭	弱下水臭	弱下水臭			
生活環境項目	水素イオン濃度		7.5	7.4	7.4	7.7	7.5	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/L	8.0	7.8	8.4	9.5	8.4	> 5
	生物化学的酸素要求量	mg/L	2.6	3	2.5	6.5	3.65	< 5
	浮遊物質	mg/L	4	18	4	7	8.25	< 50
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L			ND			
	全窒素	mg/L	5.6		5.3		5.5	
	全リン	mg/L	0.26		0.21		0.2	
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003		<0.0003			< 0.01
	シアン	mg/L	ND		ND			検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.001		<0.001			< 0.01
	六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005			< 0.05
	砒素	mg/L	<0.001		<0.001			< 0.01
	総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005			< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/L						< 0.02
	四塩化炭素	mg/L						< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L						< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L						< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L						< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L						< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L						< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/L						< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/L						< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L						< 0.002
	チウラム	mg/L						< 0.006
シマジン	mg/L						< 0.003	
チオベンカルブ	mg/L						< 0.02	
ベンゼン	mg/L						< 0.01	
セレン	mg/L						< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/L			<0.005			
	銅	mg/L			<0.01			
	亜鉛	mg/L	0.009		0.01			
	溶解性鉄	mg/L			<0.1			
	溶解性マンガン	mg/L			<0.05			
	クロム	mg/L			<0.01			
その他の項目	フッ素	mg/L			0.04			
	アンモニア性窒素	mg/L	1.0		0.4		0.7	
	ケルダール窒素	mg/L	1.5		0.90		1.2	
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.12		0.120		0.12	
	硝酸性窒素	mg/L	3.9		4.3		4.1	
	リン酸性リン	mg/L	0.22		0.15		0.19	
	導電率	ms/m	32.000	29.000	32.000	37.000	32.500	
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.01		0.02		0.02	

調査地点 ⑭江川下流(宮下樋管)

採取年月時刻	分析項目	単位	H30.5.18	H30.8.23	H30.11.8	H30.2.14	平均	環境基準 類型C (鴨川橋下流)
			11:30	10:40	11:10	10:15		
現地測定項目	天候(前日・当日)		曇・晴	晴・晴	晴・曇	曇・晴		
	気温	°C	28.5	33.0	19.5	5.0	21.5	
	水温	°C	23.1	26.7	18.0	5.6	18.4	
	流量	m ³ /sec	0.370	0.323	0.369	0.153	0.304	
	採取位置		流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	>50	45.0	>50	>50		
	色相		淡灰黄色	中灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色		
臭気		弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭			
生活環境項目	水素イオン濃度		7.7	7.4	7.4	7.7	7.6	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/L	8.0	5.3	7.1	11.1	7.9	> 5
	生物化学的酸素要求量	mg/L	1.9	2.8	2.3	5.1	3.0	< 5
	浮遊物質	mg/L	12	21	7	5	11.25	< 50
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L			ND			
	全窒素	mg/L	4.1		4.3		4.2	
	全リン	mg/L	0.25		0.18		0.2	
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003		<0.0003			< 0.01
	シアン	mg/L	ND		ND			検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.001		<0.001			< 0.01
	六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005			< 0.05
	砒素	mg/L	<0.001		<0.001			< 0.01
	総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005			< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/L						< 0.02
	四塩化炭素	mg/L						< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L						< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L						< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L						< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L						< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L						< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/L						< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/L						< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L						< 0.002
	チウラム	mg/L						< 0.006
シマジン	mg/L						< 0.003	
チオベンカルブ	mg/L						< 0.02	
ベンゼン	mg/L						< 0.01	
セレン	mg/L						< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/L			<0.005			
	銅	mg/L			<0.01			
	亜鉛	mg/L	0.017		0.012			
	溶解性鉄	mg/L			<0.1			
	溶解性マンガン	mg/L			0.09			
	クロム	mg/L			<0.01			
	フッ素	mg/L			0.07			
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/L	0.7		0.4		0.6	
	ケルダール窒素	mg/L	1.2		0.92		1.1	
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.11		0.095		0.10	
	硝酸性窒素	mg/L	2.8		3.2		3.0	
	リン酸性リン	mg/L	0.21		0.12		0.17	
	導電率	ms/m	56.000	50.000	58.000	68.000	58.000	
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.01		<0.01			

調査地点 ⑮浅間川(鴨川合流手前)


採取年月日			H30.8.23					平均	環境基準 類型C (鴨川橋下流)
時刻			13:40						
分析項目		単位							
現地測定項目	天候(前日・当日)			晴・晴					
	気温	°C		35.0				35.0	
	水温	°C		30.6				30.6	
	流量	m ³ /sec		0.048				0.048	
	採取位置			流心					
	透視度	度		19.0					
	色相			中灰黄色					
	臭気		弱下水臭						
生活環境項目	水素イオン濃度			7.8				7.8	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/L		6.9				6.9	> 5
	生物化学的酸素要求量	mg/L		23				23	< 5
	浮遊物質	mg/L		24				24	< 50
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L		ND					
	全窒素	mg/L		7.9				7.9	
	全リン	mg/L		1.70				1.70	
健康項目	カドミウム	mg/L		<0.0003					< 0.01
	シアン	mg/L		ND					検出されないこと
	鉛	mg/L		<0.001					< 0.01
	六価クロム	mg/L		<0.005					< 0.05
	砒素	mg/L		0.001					< 0.01
	総水銀	mg/L		<0.0005					< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/L							< 0.02
	四塩化炭素	mg/L							< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L							< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L							< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L							< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L							< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L							< 0.006
トリクロロエチレン	mg/L							< 0.03	
健康項目	テトラクロロエチレン	mg/L							< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L							< 0.002
	チウラム	mg/L							< 0.006
	シマジン	mg/L							< 0.003
	チオベンカルブ	mg/L							< 0.02
	ベンゼン	mg/L							< 0.01
	セレン	mg/L							< 0.01
特殊項目	フェノール類	mg/L		0.016					
	銅	mg/L		<0.01					
	亜鉛	mg/L		0.012					
	溶解性鉄	mg/L		0.4					
	溶解性マンガン	mg/L		<0.05					
	クロム	mg/L		<0.01					
	フッ素	mg/L		0.11					
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/L		3.5				3.5	
	ケルダール窒素	mg/L		7.0				#DIV/0!	
	亜硝酸性窒素	mg/L		0.32				0.32	
	硝酸性窒素	mg/L		0.6				0.6	
	リン酸性リン	mg/L		1.10				1.10	
	導電率	ms/m		38.000				38.000	
	陰イオン界面活性剤	mg/L		0.03				0.03	

調査地点 ⑩丸山都市下水路(八塚樋管)

採取年月日			H30.8.23					平均	環境基準 類型C (鴨川橋下流)
時刻			11:26						
分析項目		単位							
現地測定項目	天候(前日・当日)			晴・晴					
	気温	°C		32.5				32.5	
	水温	°C		27.3				27.3	
	流量	m ³ /sec		0.033				0.033	
	採取位置			流心					
	透視度	度		30.0				30.0	
	色相			中灰黄色					
	臭気			弱下水臭					
活環境項目	水素イオン濃度			7.5				7.5	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/L		4.1				4.1	> 5
	生物化学的酸素要求量	mg/L		5.7				5.7	< 5
	浮遊物質	mg/L		25				25	< 50
	n-ヘキササン抽出物質	mg/L		ND					
	全窒素	mg/L		4.6				4.6	
	全リン	mg/L		0.85				0.85	
健康項目	カドミウム	mg/L		<0.0003					< 0.01
	シアン	mg/L		ND					検出されないこと
	鉛	mg/L		<0.001					< 0.01
	六価クロム	mg/L		<0.005					< 0.05
	砒素	mg/L		0.001					< 0.01
	総水銀	mg/L		<0.0005					< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/L							< 0.02
	四塩化炭素	mg/L							< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L							< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L							< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L							< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L							< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L							< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/L							< 0.03
	健康項目	テトラクロロエチレン	mg/L						
1,3-ジクロロプロペン		mg/L							< 0.002
チウラム		mg/L							< 0.006
シマジン		mg/L							< 0.003
チオベンカルブ		mg/L							< 0.02
ベンゼン		mg/L							< 0.01
セレン		mg/L							< 0.01
特殊項目	フェノール類	mg/L		0.005					
	銅	mg/L		<0.01					
	亜鉛	mg/L		0.006					
	溶解性鉄	mg/L		0.3					
	溶解性マンガン	mg/L		0.06					
	クロム	mg/L		<0.01					
	フッ素	mg/L		0.06					
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/L		1.9				1.9	
	ケルダール窒素	mg/L		2.8				2.8	
	亜硝酸性窒素	mg/L		0.39				0.39	
	硝酸性窒素	mg/L		1.4				1.4	
	リン酸性リン	mg/L		0.74				0.74	
	導電率	ms/m		28.000				28.000	
陰イオン界面活性剤	mg/L		0.07				0.07		

調査地点 ⑰上尾中堀川(貝塚樋管)

採取年月日			H30.8.23						平均	環境基準 類型C (鴨川橋下流)	
時刻			12:40								
分析項目		単位									
現地測定項目	天候(前日・当日)			晴・晴							
	気温	°C		34.0					34.0		
	水温	°C		30.2					30.2		
	流量	m ³ /sec		0.019					0.019		
	採取位置			流心							
	透視度	度		11.0							
	色相			中灰色							
	臭気			弱下水臭							
生活環境項目	水素イオン濃度			7.6					7.6	6.5~8.5	
	溶存酸素量	mg/L		4.6					4.6	> 5	
	生物化学的酸素要求量	mg/L		5.2					5.2	< 5	
	浮遊物質	mg/L		42					42	< 50	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L		ND							
	全窒素	mg/L		4.7					4.7		
	全リン	mg/L		1.70					1.70		
	健康項目	カドミウム	mg/L		<0.0003						< 0.01
シアン		mg/L		ND						検出されないこと	
鉛		mg/L		<0.001						< 0.01	
六価クロム		mg/L		<0.005						< 0.05	
砒素		mg/L		0.002						< 0.01	
総水銀		mg/L		<0.0005						< 0.0005	
ジクロロメタン		mg/L								< 0.02	
四塩化炭素		mg/L								< 0.002	
1,2-ジクロロエタン		mg/L								< 0.004	
1,1-ジクロロエチレン		mg/L								< 0.02	
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L								< 0.04	
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L								< 1	
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L								< 0.006	
トリクロロエチレン		mg/L								< 0.03	
健康項目		テトラクロロエチレン	mg/L								< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L								< 0.002	
	チウラム	mg/L								< 0.006	
	シマジン	mg/L								< 0.003	
	チオベンカルブ	mg/L								< 0.02	
	ベンゼン	mg/L								< 0.01	
	セレン	mg/L								< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/L		<0.005					#DIV/0!		
	銅	mg/L		<0.01							
	亜鉛	mg/L		0.015							
	溶解性鉄	mg/L		0.7							
	溶解性マンガン	mg/L		0.19							
	クロム	mg/L		<0.01							
	フッ素	mg/L		0.09					0.09		
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/L		3.1					3.1		
	ケルダール窒素	mg/L		3.9					3.9		
	亜硝酸性窒素	mg/L		0.047					0.047		
	硝酸性窒素	mg/L		0.71					0.71		
	リン酸性リン	mg/L		1.50					1.50		
	導電率	ms/m		46.000					46.000		
	陰イオン界面活性剤	mg/L		0.12					0.12		



平成30年度 上尾市環境年次報告書

発行 令和2年 3月

上尾市環境経済部環境政策課

〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

電話：048-775-6925

FAX：048-775-9872

e-mail：s251000@city.ageo.lg.jp

